

令和 8 年第 1 回定例会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 3 日 開会

令和 8 年 3 月 12 日 閉会

河 津 町 議 会

令和八年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和八年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和 8 年 河 津 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月3日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	7
○一般質問	15
渡 邊 昌 昭 君	15
福 沢 宏 幸 君	26
遠 藤 嘉 規 君	31
北 島 正 男 君	47
○散会の宣告	58
○署名議員	59

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	61
○出席議員	62
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	63
○事務局職員出席者	63
○開議の宣告	64

○議事日程の報告	64
○一般質問	64
正 木 誠 司 君	64
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第 1 6 号～議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第 4 1 号～議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	119
○散会の宣告	136
○署名議員	139

第 3 号 （3月12日）

○議事日程	141
○出席議員	141
○欠席議員	141
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者	141
○事務局職員出席者	142
○開議の宣告	143
○議事日程の報告	143
○議案第 4 1 号～議案第 4 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	143
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	148

○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	150
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	151
○議員派遣の件……………	155
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件……………	155
○閉会の宣告……………	156
○署名議員……………	157
○議案等審議結果一覧……………	159

第 1 日

3 月 3 日（火曜日）

令和8年河津町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年3月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告
日程第 5 一般質問
-

出席議員（9名）

1 番	福 沢 宏 幸 君	2 番	正 木 誠 司 君
3 番	北 島 正 男 君	4 番	桑 原 猛 君
5 番	渡 邊 昌 昭 君	6 番	遠 藤 嘉 規 君
7 番	上 村 和 正 君	9 番	稲 葉 静 君
10 番	宮 崎 啓 次 君		

欠席議員（1名）

8 番	渡 邊 弘 君
-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	大 川 良 樹 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	島 崎 和 広 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	平 川 直 也 君	福祉介護課長	中 村 邦 彦 君
産業振興課長	稲 葉 吉 一 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	友 田 佳 伸 君	水道温泉課長	飯 田 吉 光 君
教育委員会 事務局 長	土 屋 勉 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	土 屋 典 子 君

事務局職員出席者

事務局 長 山 本 博 雄 書 記 土 屋 翔

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○副議長（桑原 猛君） おはようございます。

渡邊議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の本職が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名です。欠席議員は1名で、定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○副議長（桑原 猛君） これより令和8年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（桑原 猛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（桑原 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

9番、稲葉静議員、10番、宮崎啓次議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○副議長（桑原 猛君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、2月26日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日から3月13日までの11日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は、諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問4名をお願いしたいと思います。

4日は、一般質問1名、人事案件、専決案件、条例案件、単行議決、指定管理者の指定、規約関係、補正予算、令和8年度予算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託をお願いしたいと思います。

5日から12日午後3時までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査をお願い、12日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告などの審議をお願いしたいと思います。

なお、13日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から13日までの11日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○副議長（桑原 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第1回定例会諸般の報告。

本定例会が開催されるに当たり、令和7年第4回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

1月23日、賀茂郡町議会議長会臨時総会及び議長会議が開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

12月18日、議員説明会が開催され、認定こども園について説明を受けました。

1月5日、議会全員協議会を開催し、河津町立認定こども園の推進に係る要望書について協議しました。

1月16日、議員説明会が開催され、令和7年人事院勧告への対応、河津町過疎地域持続的発展計画の策定、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高対応子育て応援手当支給事業について説明を受けました。

同日、第1回臨時会が開催されました。

1月23日、能登半島視察報告及び意見交換会を行いました。

1月30日、河津町議会・東伊豆町議会議員交流会を開催しました。

2月4日、白馬村議会が来町され、対応いたしました。

2月24日、議員説明会が開催され、河津バガデル公園、河津町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について町から説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第1回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

12月25日、令和7年11月分出納検査報告書を受領しました。

1月27日、令和7年12月分出納検査報告書を受領しました。

2月20日、令和8年1月分出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

1月29日、公金の収納または支払事務に関する監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

2月26日、議会運営委員会を開催し、令和8年第1回定例会の日程等を協議しました。

河津町議会改革特別委員会。

1月16日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議しました。

常任委員会関係議員活動。

12月16日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

12月18日、1月6日、1月13日、広報常任委員会を開催し、議会だよりの作成・発行を行いました。

12月22日、第2回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が

出席しました。

12月25日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、出席しました。

同日、第1常任委員会を開催し、認定こども園開園に向けての再進行について協議しました。

1月15日、河津町都市計画審議会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

2月5日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、出席しました。

2月14日から23日、商工会・観光協会・第1常任委員会による共助版ライドシェア「第3回河津ザクライド」の実証実験を行いました。

2月26日、広報常任委員会を開催し、次号の議会だより作成について協議しました。

3月2日、第4回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、第4回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合等について。

1月20日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会議案等事前説明が行われ、広域連合議会議員が出席しました。

1月21日から22日、東河環境センター議会議員視察が開催され、組合議員が出席しました。

1月27日、下田メディカルセンター議会特別委員会が開催され、組合議員が出席しました。

1月29日、東河環境センター議会第1回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月9日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会が開催され、広域連合議会議員が出席しました。

2月10日、伊豆斎場組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月16日、下田メディカルセンター議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、下田地区消防組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

12月15日、年末の交通安全県民運動街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

1月14日、新春産業経済懇話会「新年賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席しました。

2月3日、令和7年度静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が開催され、副議長が出席しました。

2月4日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

5、町の行事について。

1月5日、消防団出初式。

1月11日、二十歳の集い。

上記行事が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針及び行政報告

○副議長（桑原 猛君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（大川良樹君） 本日ここに令和8年第1回河津町議会定例会を招集し、令和8年度当初予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和8年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和8年度予算の概要について申し上げます。

令和8年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は、71億3,210万2,000円となりました。そのうち、一般会計当初予算は44億8,800万円、前年度比1億3,200万円、2.9%の減となりました。

令和8年度当初予算を編成するに当たり、新たな行財政改革の推進と位置づけ、将来へ有効的に資産を活用していくためのスモールスタート予算として、次の世代へつなげるため、また河津町の持続的な発展に向け予算編成を行いました。

歳入では、財源確保に向け企業版ふるさと納税の拡充を図るために、民間企業とのつなぎ役として、新たに河津町まちづくりアンバサダーを委嘱し、民間投資のお願いを含めたトップセールスを行い、歳入の土台づくりに努めます。

歳出では、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業の廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、次の世代へつなげる予算編成といたしました。

今回、予算へは反映されておきませんが、私の重点公約である「町長直轄の戦略室の設置」、「新たな公共交通システムの構築」、「河津桜サミット」への準備等を推進するため

の戦略を練り上げていきます。

河津町第5次総合計画の町の将来像である「住みたい・来たいまち 河津」の実現に向け、健全な財政運営を堅持しつつ、河津町の新しい時代のまちづくりと持続可能な発展と次世代への責任を見据えた予算編成といたしました。

本町のさらなる発展と振興を図るべく、本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

文書管理システムを導入し、文書管理の電子化及び一元管理を行うことにより、文書管理の適正化、情報公開の利便性向上、行政文書に関するコストの削減を図ります。

企画調整課関係事業について申し上げます。

地域づくり推進事業につきましては、特別交付税を活用し、農業振興や観光振興、関係人口促進業務を行う地域おこし協力隊を採用し、活動してまいります。また、地域活性化起業人と協力をしてDX化を取り入れたまちづくり・地域づくりに取り組んでまいります。

交流事業につきましては、町内一次産業事業者と協働で生活価値体験ツアーやW i t h K a w a z u オンラインコミュニティ等の交流を通じ、地域資源を活用した新しい人流の獲得を行い、働き手不足対策と関係人口の増加に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、中学校の下校時間の変更に伴い、町営バスと自主運行バスの時間変更等を行います。今後も利用者の利便性向上に努めてまいります。

ふるさと納税推進事業につきましては、民間事業者、地域おこし協力隊と連携して引き続き返礼品の開拓と企業版も併せた寄附の増進による財源確保を目指してまいります。

DX推進事業につきましては、令和8年1月19日に策定した河津町DX推進計画に沿って、関係する部署と連携して進めてまいります。

河津バガテル公園につきましては、令和8年度以降の指定管理者公募に応募がなかったため、令和8年4月からは町営で無料の公共施設として運営をし、バラ園につきましては、9月末までの植栽の管理を行っていきたいと考えております。

町民生活課事業について申し上げます。

戸籍窓口事業につきましては、戸籍法の改正により、氏名の振り仮名を令和8年5月26日以降に戸籍に記載します。

税務関係事業の国民健康保険税につきましては、国の子ども・子育て支援金制度に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の賦課に係る規定が創設されます。制度の周知及び情報提供に努めてまいります。

徴収関係事業につきましては、賀茂1市5町で構成する債権整理回収協議会において、職員の相互併任による共同徴収や徴収技術の向上に引き続き取り組み、滞納額の縮減や収納率の向上を図ります。

健康増進課関係事業について申し上げます。

救急医療対策事業につきましては、町内の公的病院である伊豆今井浜病院の運営助成を引き続き実施するとともに、新たに公的診療所である上河津診療所への運営助成を実施いたします。併せて災害時医療救護体制の整備について、医療機関及び関係機関等と連携して取り組んでまいります。

がん検診事業につきましては、受診率の向上を図り、早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種事業につきましては、令和8年度に新たに定期化される母子免疫ワクチン予防接種も含め、各対象者の接種に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の健康維持に取り組むとともに、医療費の削減につなげてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、歩行基礎力測定会や重症化予防講座等を実施し、高齢者の健康維持に取り組んでまいります。

福祉介護課関係事業について申し上げます。

福祉関連事業につきましては、各種計画の見直し、策定を行います。また、認定こども園につきましては、開園に向けて引き続き関係機関との調整、準備に取り組んでまいります。

高齢者福祉事業につきましては、介護保険制度の適正な運用に取り組むとともに、地域包括支援センターを中心とした支援の充実を図ってまいります。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、見高地区の0.07平方キロメートルを実施する予定です。令和7年度に現地立会いを実施した見高地区舟戸の番屋付近から民宿船長付近0.05平方キロメートルにつきましては、測量成果の閲覧を行います。

農村整備事業につきましては、農業振興地域整備計画を2か年かけて策定いたします。また、国の地域活性化起業人制度を活用し、新規農作物の産地化に向けた事業を推進してまいります。

農業施設維持管理事業につきましては、水路の破損により田中地区金草原水路改修工事を実施いたします。

商工振興事業につきましては、地域経済の活性化を図るため支援している小規模事業者事業継続支援事業につきましては利用者からの要望も多く、件数を増枠し、補助を行います。

観光振興事業につきましては、小説「伊豆の踊子」の発表から100年、峰の大噴湯吹上から100年の記念事業に補助を行います。

観光施設整備管理事業につきましては、端戸山テニスコートの照明の老朽化並びにLED化に伴う人工芝コート全面改修工事を実施いたします。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画的に実施し、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、継続的に実施している浜・笹原地区の側溝改修工事を実施してまいります。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく定期点検として41橋を実施するほか、見高橋の調査設計業務を実施してまいります。

河川事業につきましては、藤ヶ野川の暗渠補修工事を実施してまいります。

建築物等耐震化促進事業につきましては、新たに始まるプロジェクト「TOUKAI-0十」補助制度により、県と連携をし、木造住宅や沿道建築物等の耐震化を推進してまいります。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、さらなる事業推進並びに早期全線開通に向け、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会などの構成団体と連携を図り、引き続き積極的な要望活動を行ってまいります。

防災課関係事業について申し上げます。

防災対策につきましては、静岡県による第5次被害想定が公表される予定であり、この公表結果を受け、防災倉庫、災害用備蓄品の整備、防災団体と連携した防災訓練の実施など防災対策のさらなる強化・充実に取り組んでまいります。また、消防団第6分団ポンプ自動車が購入から20年以上が経過したことから更新をし、消防力の向上と消防団活動の充実に努めてまいります。

また、気象庁による防災気象情報に関する避難情報が見直しされることに伴い、Jアラート受信機を更新し、正確な情報提供にも努めてまいります。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、長野朝日台配水池更新工事の準備として、旧配水池撤去と地盤

改良工事を実施いたします。また、川横配水池に自動水質監視装置を設置し、常時監視の強化により異常時の早期発見に努めてまいります。

温泉事業につきましては、安定給湯を維持するため各配湯所設備や配湯管の異常発見・修繕に努めてまいります。また、吹上から100年を迎える峰大噴湯のやぐら建て替え工事を進めていきます。

教育委員会関係事業について申し上げます。

文教施設整備につきましては、河津町の将来を展望し、子供にとってよりよい教育環境を整備するため、基本構想・基本計画の策定に着手をします。

学校給食につきましては、近年の物価高騰のため給食費の値上げを行いますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、保護者の自己負担をなくします。

国指定天然記念物に指定されている杉鉾別命神社の大クスにつきましては、今後の保存対策に資するため、樹木医の診断の下、樹勢回復事業を行います。

令和8年度の主な事業については以上でございます。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

食料品等価格高騰対策生活応援商品券事業について申し上げます。

国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、食料品の物価高騰に対する特別加算分として食料品等価格高騰対策生活応援商品券事業を実施いたします。令和8年1月1日に町内に住所のある全町民に対し、1人につき商品券5,000円を各世帯の世帯主に配付をいたします。3月下旬頃から対象の世帯主に対して発送できるよう準備を進めています。

姉妹都市等交流事業について申し上げます。

1月15日、16日に白馬村児童スキー交流を行い、河津小学校5年生41人が参加をいたしました。白馬南小学校5年生による歓迎会やスキー教室での指導補助など有意義な交流を行うことができました。

また、2月15日、生活価値体験ツアーとしてみかん農家体験とお花めぐりを実施し、東京都や長野県から12名が参加をいたしました。生産者らとの収穫体験やカーネーション見本園と河津桜を見学し、地域の一次産業従事者と作業を通じた交流を図りました。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、1月末現在で1億3,038万円と対前年度同月比で10%の減となっております。ふるさと納税額の増額を図るため、ふるさとチョイスの検索連携型のPRや桜まつりでの宣伝を実施いたしました。

ふるさと納税は、特産品の情報発信など多面的効果が期待できますので、返礼品にご協力いただいている関係者の皆様には引き続きご支援をお願いいたします。企業版ふるさと納税は1月末時点で過去最高額となる810万円を受領しており、より一層のご寄附をいただけるよう取り組んでまいります。

住民向けスマートフォン教室について申し上げます。

誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指して、総務省デジタル活用支援推進事業を活用し、令和7年9月16日から令和8年1月23日まで、対面によるスマートフォン教室を開催いたしました。全13日間39講座に延べ112人に参加をいただきました。町全体のDX化を推進するためには住民のデジタルスキル向上も重要となりますので、引き続きデジタル化へのご理解、ご協力をお願いいたします。

住民税申告について申し上げます。

2月16日から3月16日までの住民税申告・確定申告期間中、申告のデジタル化に対応するため、マイナンバーカードを利用したスマートフォンでの電子申告日を新たに3日間設け、e-taxによる申告支援を始めました。申告は事前予約制ですので、早めの予約をお願いいたします。

任意予防接種事業について申し上げます。

带状疱疹任意予防接種費用助成事業は、1月末時点で223人、延べ238件の申請があり、95万2,000円の助成を行いました。この事業は今年度限りの事業となりますので、主治医にご相談の上、早目に接種し、3月末日までに申請をするようお願いいたします。また、こどもインフルエンザ予防接種費用助成事業につきましては、1月末時点で141件の申請があり、27万9,100円の助成を行いました。

生活支援体制整備事業について申し上げます。

町が社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業として、令和7年4月から実証しているスクールバスの空き時間を利用した無料の福祉バス「つなげる支援バス」の令和8年2月末までの利用状況を報告いたします。運行日数289日、延べ利用者数2,664人、1日平均9.21人、月に1回、支援バスを利用した食事会やカラオケ大会などの「つなバスツアー」を開催した効果もあり、最大1日58人の利用がありました。12月23日には夜の時間帯に食事とゲームで交流を楽しむ夜の高齢者サロン「ナイトサロン眠れない夜に」を保健福祉センターで開催いたしました。コーヒーを飲みながらゲームを楽しむ内容で、31人が参加をいたしました。

今後も新しい高齢者時代の変容に応じていけるよう、情報提供や社会資源の活用に取り組んでまいります。

プレミアム付き商品券事業について申し上げます。

商工会が実施するプレミアム付き商品券事業を補助することにより、町内の個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図りました。9月5日から開始しましたプレミアム商品券の使用期限が12月29日をもって終了いたしました。商品券購入者は1,302人で販売金額6,015万円、商品券額面にして8,421万円となりました。6月15日から開始しましたプレミアム工事券の使用期限が12月14日をもって終了いたしました。工事券購入者は155人で販売金額4,000万円、工事券額面にして4,800万円となりました。両事業ともに来年度につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施の予定でございます。

第36回河津桜まつりについて申し上げます。

2月7日からの河津さくらまつり開催を前に、1月28日に県内の各テレビ局に対しトップセールスを行いました。また、開催中は能登復興支援出張輪島朝市の開催や浜緑地帯の河津桜ライトアップライトのリニューアル、観光交流館のライトアップなどでまつりを盛り上げました。今年は開花も順調に推移しており、2月13日には見頃宣言を発出することができました。3月8日までの期間、まつりを成功裏に終了するため、実行委員会とともに努力してまいります。

消防ポンプ自動車引渡式について申し上げます。

消防団第1分団の消防ポンプ自動車引渡式を12月18日に見高地域役員及び消防団員32名参列の下、実施いたしました。この車両更新により消防力の向上が見込まれ、今後におきましても消防団装備の充実を図ってまいります。

温泉給湯事業について申し上げます。

現在行っている第2次給湯の給湯期間が令和12年度末までとなっており、その後の第3次給湯の在り方の検討を進めるため、利用者を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート結果を参考にしつつ、給湯期間や料金などを決めていく予定であります。アンケートにご協力いただいた皆様にお礼を申し上げます。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日に開催した元旦マラソン大会は、1.5キロメートル、3キロメートル、5キロメートルの各コースに計250人の参加がありました。

1月11日に開催した二十歳の集いは、該当者67名のうち56名が出席いたしました。式には

恩師や来賓の方々にご列席いただき、二十歳を祝うことができました。

1月25日に開催した第54回下田・河津間駅伝競走大会は35チームの参加があり、熱戦が繰り広げられました。大会運営にご協力とご尽力をいただきました関係者の皆様、大会に出場いただいた各チームの皆様、また沿道で声援を送っていただきました多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

主な入札結果について申し上げます。

1月20日に実施した令和8年度河津町可燃ごみ収集運搬業務委託は、株式会社栄協が落札をし、2,046万円で契約をいたしました。この事業は、河津町内に設置をされているごみステーションの可燃ごみの収集を行い、エコクリーンセンター東河へ運搬するものです。

令和8年度河津町スクールバス運行業務委託は、株式会社伊豆バスが落札し、8,184万円で契約しました。この事業は、河津小学校の西小学区、東小学区を対象としたスクールバスの運行業務を行うものです。令和8年度から10年度の3か年の業務でございます。

2月12日に公募型プロポーザル方式にて実施した令和8年度河津町文書管理コンサルティング業務及び文書管理システム導入業務委託は、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部神奈川支社東静岡営業部が落札し、2,310万円で契約いたしました。この事業は、文書管理の電子化及び一元管理をすることによって文書管理の適正化、情報公開の利便性向上、文書に関するコストの削減を図るものです。

そのほかの入札結果につきましては別紙をご参照ください。

以上、令和8年度の施政方針と12月以降の行政報告となります。

所信表明で掲げた6点の重点施策を推進するため、令和8年度を新たな行財政改革推進のスタートと位置づけ、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代へつなげるため取り組んでまいります。

○副議長（桑原 猛君） これで町長の施政方針及び行政報告は終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時01分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○副議長（桑原 猛君） 日程第5、一般質問に入ります。

なお、質問は一問一答とするか、一括質疑とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は一問につき3回、質問の時間は答弁を含め60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は次の順序により、これを許します。

5番、渡邊昌昭議員、1番、福沢宏幸議員、6番、遠藤嘉規議員、3番、北島正男議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○副議長（桑原 猛君） それでは、5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） おはようございます。5番、渡邊昌昭です。

令和8年第1回定例会が開催されるに当たり一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

質問に先立ちまして、本年1月5日夜、住宅火災から周辺の山林火災へと延焼した火災について、河津町消防団をはじめとして、消防関係者の皆様や協力者の皆様の力により被害を最小限度に食い止めることができたことに、まず感謝申し上げます。この冬は少雨により空気が乾燥し、日本各地で山林火災が発生しておりました。各地での山林火災は鎮火まで数日を要する火災が発生していたのも事実であります。現場周辺には老人介護施設もあり、また河津町の財産でもある河津桜の原木もありました。深夜にまで及ぶ関係者の皆様のご努力により最小限度の被害で鎮火することができたことに対し、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

私の質問は、1件目、稼ぐ自治体の体制づくりについて、2件目、デジタル同報無線設備

についての2件です。町長、副町長、関係課長の答弁を願います。

1件目、稼ぐ自治体の体制づくりについてです。

前回の町長の所信表明に対する同僚議員が6つの重点施策について一般質問しました。その6つの重点施策のうちの稼ぐ自治体の体制づくりについて質問したいと思います。

町長は、答弁の中で、入湯税や宿泊客が支払う宿泊税、観光客が支払う観光税と話し、目的税であったり地方税であったりの説明をなし、これから河津町に合った形を検討していきたいとの答弁でしたが、観光客数の伸び悩みが進んでいる河津町に、果たして適した課税方法がまず見つかるのでしょうか。これまでの入湯税の増税と言っても、新年度の予算では2,100万円くらいを想定しております。税額を倍にしても、たばこ税、これにも追いつかない状態でありまして、風評により宿泊客の減少になってしまっただけでは元も子もないのではないかと思います。新たな観光税を課せば、徴収者、町民の事業者ですよね、徴収者の負担、すなわち町民の経営者の負担にもつながってしまうかもしれません。また、その目的税というものが、使い方が制限されておりますので、使い勝手の悪い税金になってしまうかもしれません。新たな、河津町に適した課税方法と言っても、町民の増税につながったり、徴収事務作業や集計などの負担の増加は何としても避けていただきたいところではありますが、どのような方法を考えているのでしょうか。前回の答弁では、まだ就任して間もないときではありましたけれども、今後どのように考えているのでしょうか。詳細はまだ決まっていらないとは思いますが、どのような方法を考えているのか、考えている方向があれば、方向性だけでも答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） それでは、渡邊昌昭議員の稼ぐ自治体の体制づくりについての1番目、安定財源の確保について答弁申し上げたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、本町の持続可能なまちづくりにおいて、自主財源の安定的な確保は行政を運営していく上で非常に重要な課題と認識しております。今回初めて当町の新年度予算の編成に携わらせていただきましたが、人口減少がもたらす財源の確保は非常に厳しい状況であると感じております。

まず、河津町に合った税はどのような方法か、また安定的な財源の確保方法についてありますが、私が考えているのが、12月定例会の所信表明や一般質問の答弁でも述べておりますが、宿泊税や観光に特化した財源といった新たな法定外目的税を検討することでありまして。これは、決して町民の皆様に負担を強いるのではなく、町外から訪れる観光客の皆様にその

費用を受益者負担という形において来訪者にも負担いただくという考えであります。それが安定財源の確保につながればと思います。既に実施しているところもありますので、それらを参考にしながら、当町の規模に合った形を模索してまいりたいと考えております。

宿泊税は、単なる財源確保の手段ではなく、観光施策の実現に向けて戦略的に資源を投じる仕組みと言われております。また、宿泊税などの法定外目的税は特別徴収義務者を介して徴収するという形を踏まえますと、関係者の皆様のご理解をいただく必要があり、町の安定的な財源の確保のためというだけでは、なかなかご理解いただけないものであるかと認識しております。今後、観光施策を立案する上で、まずは必要な財源を慎重に制度設計していく必要があると考えております。

○副議長（桑原 猛君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 今後ゆっくり考えていくということなんですけれども、本当に自主財源というか、河津町で独自に税金が回収できれば、安定的な財源と言えらと思いますけれども、その辺について、慎重にこれから検討していただきたい。新たな税金を課すということであれば、その辺はぜひ慎重にお願いしたいと思っております。

町長は、これまでも言っておりますけれども、安定財源の確保について、今後ふるさと納税の増収についても話しております。先ほどの施政方針の中にも、ふるさと納税の増税については町長触れられておりました。前回の答弁の中で、体験型のふるさと納税の創生、新たなふるさと納税を依頼したり、名刺にQRコードの印字をするということでしたけれども、少しずつの税金、納税を数多く集めて増税につなげていく、これが必要だと考えております。令和6年度の集計ですけれども、賀茂郡下の中で東伊豆町が5億5,000万円ぐらい、河津町が1億5,000万円、南伊豆町が2億5,000万円、松崎町が6,000万円、西伊豆町が6億5,000万円というふうに報道がなされております。周辺町と、賀茂の周辺の町と比較しても、まだまだ河津町には伸び代があるのかなと思っております。

このいろいろな税金の中でも、ふるさと納税というのは、納税が増えれば増えるほど町は潤うわけですし、返礼品、これが出ていくわけですから、返礼品による町内の産業が活性化することとなります。これ、本当にいい仕組みだなと思うんですけれども、返礼品の目的を増やしたり、提供するサービスのパターン、これを提案することにより、ふるさと納税の増加を狙えるのではないかと、このように思っておりますし、町長もいろんなことを考えているよということを先ほども報告されておりました。町長が議員のときには一緒にふるさと納税について話をしまして、ふるさと納税は目標額をもっと高くしてもいいんじゃないのという

ような話をしたことを思い出します。私としては、町長になったときにこの目標額、3億ぐらいうののかなと思っていたんですけれども、まずそのぐらいうを目標としていただきたいと思ったんですけれども、最初の、前回の目標額は2億円ということで、トーンが下がってしまいました。そして、今回の、私の求めているところよりも下がってしまったということですけれども、そして、今回予算編成を見てみましたら1億7,000万円、このように予算が立てられている。1億7,000万円しか目標にしないんだ、こういうふうになってしまったわけですね。予算の目標は下がってしまったんですけれども、新たな返礼品の発掘をどのように考えているのかをまずお答えをいただきたいと思います。先ほどの行政報告にもあったんですけれども、企業版ふるさと納税というのを考えているよということで、河津町まちづくりアンバサダーを委嘱し、これについて民間とのつなぎ役として新たに河津町がトップセールスを行って、歳入の土台づくりに努めますということでしたけれども、この辺、もうちょっと詳しく説明していただければいいかなと思うんですけれども。

また、新たにこのふるさと納税を増やすために、担当者とか担当係、これを置くのかということをお聞きしたいと思います。新たな増収方法とふるさと納税の担当者、これについての答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 渡邊昌昭議員の、ふるさと納税の増収についてということでご答弁させていただきます。

まず、どのようにして2億円に近づけるのかというご質問かと思います。新たな増収方法についてお答えしたいと思います。

初めに、過去のふるさと納税の寄附金額の推移でございます。決算ベースで申し上げます。平成28年度が6,262万円です。初めて1億円を超えたのが令和2年度で、1億2,950万円。過去最高だったのが令和3年度で、1億5,851万円。直近の令和6年度は、先ほど昌昭議員のほうからもございましたけれども、1億5,455万円と、いまだかつて2億円を超えたことはございません。渡邊昌昭議員が3億円という目標を掲げられておりますが、私は2億円をまず到達させたいと思っております。今まで超えたことのない2億円を目指しているのは、目指すところをはっきりと表に出さないと実現できないと思っているからです。令和8年度予算では1億7,000万円を計上させていただいておりますが、自分の中では2億円まで引き上げたいと考えております。

そこで、新たな徴収方法ですが、小さいことでは、先ほど議員がおっしゃっておりますけ

れども、名刺の裏にQRコードをつけたり、町長室に見えるお客様に当町のふるさと納税のパンフレットをお渡ししてお願いをしたり、フードストアあおきさんや体験型動物園i z o oさんに町担当者と一緒に私自らが伺い、返礼品の新たな出品をお願いしたり、この河津桜まつり期間中にも担当課職員は笹原公園にブースをつくり、ふるさと納税のPRを行って来ております。そういった中で、新たな寄附者の獲得に取り組んでおります。

また、私が就任しましてからは、先日も伊豆新聞さんにも取り上げていただきましたが、近隣の下田市のアイキクリーン様から100万円の企業版ふるさと納税のご寄附もいただきました。そうしたことも含めて、来年度から河津町まちづくりアンバサダーを委嘱して、企業とのつながりある人材に企業版ふるさと納税のお願いをしていただきたいと考えております。今後、令和8年度は個人版、企業版に力を入れて、2億円に向けて、突破できるように推進していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の担当者を設置する考えについてですが、今のところ職員の配置等の関係もあり、専任を置くという考えは持っておりません。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 3億円という目標については、私が個人的に思っていた額なんですけれども、町長の口から目標は2億円なんだと、取りあえず予算は1億7,000万円だけれども、目標は2億なんだという心強い意見をいただきまして、ぜひ実行していただければいいかと思います。そして、せっかく新たに始めるまちづくりアンバサダー制度というんですか、これをうまく活用していただいて、町長の得意とするトップセールス、これを重ねていただきまして、ふるさと納税額、これを増やしていただければ、もうちょっと安定した財源になるのかなと考えますので、ぜひその辺は力強くお願いしたいと思います。

そして、前回の質問の中に、稼ぐ自治体の中に体制づくりということで、職場の内容、これについても町長触れております。職務の内容を精査して、無駄を省き支出を抑えることは、これまでの歴代の町長もやってきたことだと思いますけれども、今後、どのような省力化を図っていくのか、この辺について伺いたいと思っています。

今回、この前説明会があったんですけれども、バガデル公園の運営に関しても大きくかじを切っていくものと思います。出費を抑える方法の一つだと思いますけれども、ほかにどのような方法があるのか、これについて答えていただければ、お答え願いたいと思います。

職員のコミュニケーションを図り、楽しい職場環境をつくるということですけれども、職場

の環境を変えていくこともこれまで何回も言われ続けてきております。近年の仕事の内容というのは複雑化して細分化している。こんな中で、担当の職員の専門性、これが求められていると思います。専門性が高まれば高まるほど、それぞれの職員が担当する部署、これが職員の専門性になってしまいますので、その職員の孤立化ということが想定されるのではないのでしょうか。そんなときだからこそ、職員1人で対応するのではなく、チームで対応していくことが必要だと思うんですけれども、町長の考え方、チームでの対応ということに対しての町長の考え方をお聞きしたいと思います。楽しい職場、新たな省力化というのはどのように考えているのか。楽しい職場の環境とはどういうものか、職員を孤立化させない方策についての町長の考え方、あれば教えていただきたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 渡邊昌昭議員の職員の創意工夫をこらした意識改革についてということで、3つありましたと思いますので、順番にお答えをしたいと思います。

まず、省力化についてですけれども、令和8年度予算の中にもございますが、文書管理システム導入や生成AIシステムの導入費を計上させていただいておりますが、今までにも公式LINEの導入、海洋センターやコミュニティーセンターの鍵の開閉のIT化などを実施してきており、今後も町DX推進計画にのっとりデジタル化による省力化を図り、職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

次に、楽しい職場環境についてですが、どんな仕事でも大変なのは当たり前だと思っています。行政の仕事は責任のある重要な仕事なので、考え方として、楽しく、面白く仕事はしましょうと職員には事あるごとにそういったお話をさせていただいております。これは、私もサラリーマンで20年、自営業で15年ぐらい仕事をしてきましたので、自身の経験から、ポジティブに考えることにより仕事が上手に回ると言いますか、結果としていい仕事ができるように思っているのも、ポジティブな考えの下に仕事をしていただきたいと考えております。

職員を孤立させない方策についてですが、なるべく朝の挨拶や日常的に声をかけて職員の状況を把握していきたいと考えております。また、管理職等のコミュニケーションを増やし、常時職員の状態を把握することにより、仕事をする上で働きやすい職場環境の構築を図っていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長の答弁にありましたポジティブな考え方、これについて、それが

すぐに職員全員に伝わるか、これは難しいとは思いますが、町長の明るい性格から、挨拶とか、その辺を常に皆さんに伝えてもらうことで職員もだんだん明るくなっていくのかな、ポジティブに考えられるのかなと思いますので、その方向性、これを見失わないようにしていただきたいと思いますし、孤立しない職員の挨拶の方法とか、100名前後の職員ですけれども、多いと言えば多いんですけれども、名前も全部、性格も分かろうと思えば分かる人数、そう考えていったら、相手の性格とかその辺もよく見ていただいて、町長の細かい配慮があれば楽しい職場になるのかなと考えますので、ぜひその辺についてはよろしく願いしたいと思います。

それでは、もう一問のほうにいかせていただきます。

デジタル同報無線設備、これについての質問をさせていただきます。

3か年の長期期間を要し、3か年で5億円を超える巨額の資金を活用してデジタル式の同報無線が本年度末をもって完成となります。国の同報無線の形式がこれまでのアナログ方式からデジタル方式に変わったことからの、新たな設備をつくったわけですが、この同報無線について質問したいと思っております。

デジタル式の同報無線は、これまでのアナログ式の同報無線と比べ、遠くまで聞こえやすい、このような内容でありました。これまでに、アナログ式の同報無線のときに聞こえない、聞こえにくい、音が割れて聞き取れないなどといった声が聞かれておりましたけれども、デジタル式に変えることによって、想定された範囲もある程度カバーできるものと机の上では考えて導入したと思うし、それに見合った基地局というんですか、子局、スピーカーの配置を考えたと思うんですけれども、これが今、実際にできてみて、想定どおりに実際に同報無線の放送内容が住民全体に聞こえているのか、カバーできているのか、この辺について伺いたいと思います。

有事の際の同報無線ですから、町内の全世帯に届けられるのが理想ですが、設置が終わった今、一部の町民からは、これまで聞こえなかった内容が聞き取りやすくなったという声も聞かれております。いいことですね、これは。以前は、そういうことがあるということは変えてよかったんだなと思うこともあるんですけれども、これまで、アナログ式のときにも聞こえていたんですけども、デジタルになって聞こえなくなったよという声も聞こえているのも事実であります。これに対して、スピーカーの向きや発信する出力の調整なんかをすれば聞こえはよくなるのかなというのを考えております。よくなるのであれば、町民の皆さんから、担当するのが防災課になるかと思うんですけれども、町民の要望によってその

辺の調整、これはしていただけるのかなということをお聞きしたいなと考えております。

ふだんから災害時の連絡手段として大きな役割を果たすデジタル式の同報無線ですが、停電時には広報もやっぱり必要だと思います。停電時にはどのくらいの時間が、電気が供給されない中でこのデジタル同報無線を使っているのか、町からの情報が流せるのかということをお聞きしたいとも思います。デジタルの同報無線により以前より難聴地域、これが減少したというふうに私も考えておりますけれども、民家の密集した地域から離れた場所にある家には聞こえないとか、また聞こえづらいというのがあると思うんですけれども、それらの世帯にはどのように連絡していくのか。

また、これまでアナログ式の同報無線の受信ができるラジオ、小さいのが個人の家にも販売されたんですけれども、これに代わるもの、これがあるのかなということもお聞きしたいなと思います。そして、これらのアナログラジオの代替となる受信機、デジタルラジオというんですか、の予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

今、聞きたいこといっぱいあるんですけれども、まとめますと、傍受できるというか、受信できる範囲というのは予想の範囲であったか。今後のスピーカーなどは町民の要望によって調整していただけるのか。停電時の稼働時間はどのくらいあるのか。難聴地域の対策というのは、これはどうするのか。希望者へのデジタル受信機、これの配付予定はあるのか。この辺について答弁を願いたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） それでは、渡邊昌昭議員の2問目、デジタル同報無線の設備についてということで、1番目の難聴地域の減少はと2番目の難聴地域への連絡手段はということでご質問されているかと思えますので、これは難聴地域の減少や聞こえづらい難聴世帯への連絡手段についてということで、具体的な現状の質問になりますので、担当課長より一括答弁をさせていただきたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） デジタル同報無線設備について、難聴地域の減少と難聴地域への連絡手段につきまして答弁させていただきます。

まず、停電時の稼働時間でございますが、そのときの使用状況にもよりますが、役場の放送卓では庁舎に非常用発電機が併設されております。その関係で約72時間、そして屋外子局のスピーカーにつきましてもバッテリーが内蔵されており、約72時間の稼働が可能です。

そして、傍受できる範囲につきましては、想定内ではありますが、気象条件などにより聞こえにくくなることも想定をしております。

スピーカーの方向調整は、これまで同様に可能でございます。

それから、難聴地域への対策としまして、これまでの防災ラジオに代わる機能として、スマートフォンに専用アプリをインストールし、スマートフォンから同報無線の情報を入手できる新たな機能を導入いたしました。また、スマートフォンの利用ができない方につきましてはデジタル対応受信機の利用を考えております。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 想定のとおりうまくいっているということでありましたけれども、停電時に72時間、72時間ということは3日間ですよ。3日間うまく使っていければ、孤立予想地域が4地区予想されているわけですが、その地域へも救援の手は届くのかなと、72時間ということですよ。これについては、72時間あるということは、ある程度安心できるのかなと思っております。傍受できる範囲というのは、これ実際に調べていくことも必要だと思いますし、今、調整することは可能ということでしたので、町民からの要望により音声調整、これ、してもらいたい。これまでアナログで聞こえていたものが聞こえなくなったということは、調整すればうまく聞こえるはずなんですよ。だから、その辺については町民からの要望を聞いていただいて調整をしていただきたいと思います。

先ほど、それでも聞こえないところに対しては、携帯電話を利用して緊急情報を知らせるという案も出ているということですが、スマートフォン、今、大体多くの方が持っていっぱい使っていますが、携帯の中に県の情報や県の防災情報、町の防災情報のアプリ、それから町のLINE、これすごく種類がいっぱいあるわけです。これについて、細かくなってくるとその辺難しいのかなと思いますけれども、これが高齢者の方にうまく使いこなせていけるのかなというのも心配なところがあったんですけど、今、課長の答弁の中にスマートフォンが使えない方についてはデジタル式の受信機が、これが使えよということもありましたので、今公民館なんかに配付してあるデジタル式の受信機なんですけれども、高額になるということでしたけれども、そういうものがあるよということはどんどん広報していただいて、高齢者の方も安心してそういう情報が聞けるよということを広報していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

この新しいデジタル同報無線施設というのは、孤立が予想される地域にアンサーバックと

いうんですか、バックアンサーというんですか、ちょっと分からないんですが、そういう機能のついた局があるということで、これが、その機能というのがその子局とこの役場と通信ができるということらしいんですけれども、どこにそのような支局というか、子局があるのかというのを教えていただきたいと思います。

また、これについては、相互交信なのか、それとも同時通話が可能なのかということというのは、同時通話が可能であれば一般の方でも電話のように話ができますし、無線業務をしたことのない人にとってみれば、この相互に通行するというのはやり方が難しいと思うんですけれども、どういう方式になっているのかということをお聞きしたいと思うんですけれども、これらのせっかくの機能なんですけれども、災害時の活用方法と維持についてどのように考えているのかということをお聞きしたいんです。同報無線機は、ふだん施錠されておりますし、機能付きの無線機周辺の方に使用方法とか説明するのかとか、その辺についてもお聞きしたいなと考えております。

町は、各地域、各行政区にデジタル無線を配備して、連絡体制の強化を図っておりますけれども、孤立が予想される地域に居住する住民にとっては、新たな連絡手段、これが確保されるということは、すごく心強いんです。例えば、デジタル無線機があのかの川の向こう側にあつて連絡が取れないよというときに、ここの基地に電話ができる、通話ができるところがあるというのは一つの孤立を防ぐのかな、このように思いますけれども、これらの機能を使うことというのは、したくはないんですけれども、せっかくの機能ですから、これがどのように活用できるのかを教えてくださいたいと思います。機能付きの局の位置、場所がどこにあるのか、管理というのはどのように管理していくのか、取扱い方法を町民に指導していくのか、これらについて答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 3番目のアンサーバック機能付きの局の管理と活用方法ということで、アンサーバック機能付きの局の管理方法等については、設備の関係になりますので、具体的な機能の回答ということで、担当課長に答弁をお願いします。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） アンサーバック機能付き局の管理と活用方法について答弁をさせていただきます。

まず、設置個数でございますが、再送信局6か所と屋外拡声子局6か所の計12か所でございます。設置個所につきましては、再送信局が長野地区、縄地地区、逆川地区、上佐ヶ野地

区、川横地区、梨本地区に設置。屋外拡声子局につきましては、縄地地区、見高入谷地区、逆川地区、大鍋地区、泉奥原地区、梨本地区の各地区最深部に設置しております。

そして、アンサーバック機能の説明でございますが、放送する際に屋外子局が正常に動作しているか、無線送信機能を使い、役場設置の放送卓にて確認ができる機能が主たる機能でございます。なお、無線機能を使用しておりますので連絡通話にも対応しております。

そして、機器の管理につきましては町が実施しまして、取扱い指導につきましては、今後各地区自主防災会や各防災関連団体などと協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 主な機能は送られた放送がちゃんと機能しているかどうかという、確認するというのが主な機能で、それに付随して通信機能がついているよということでしたけれども、本当に、先ほど言ったんですけれども、こんなものを使って通話するようでは困るんですけれども、最悪の場合、それらも通話ができるよということであれば、うまく自主防災会とか区の役員さんたちと相談して、その活用がうまくできるようにしていただければいいかなと思っております。

多くの費用をかけて設置した同報無線ですけれども、使い方は、同報無線だから、これまでと一緒に時報だとか連絡事項だとかというのが、断水の連絡だとかというのを同報無線でやっていますけれども、それだけなのかなと。ああいう機能があれば、ほかにも使える機能が今後出てくるのかな、うまく使っていければ、それらについてはうまく活用して、せっかく高いお金をかけているわけですから、活用できれば、それにこしたことはないなと思っておりますけれども、それが鳴ることによってうるさいという苦情をいただく方もいらっしゃるかとは思いますが、そのようなことがないようにするというので、この同報無線、うまく活用する方法というのは今後は考えていくのでしょうか、それとも今のままでいい、このように考えているのか、その辺について、一言だけでも結構ですので、回答をお願いします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 渡邊昌昭議員の新たな活用方法はということで、お答えしたいと思います。

同報無線の形態といいますか、システムがアナログからデジタルに代わりまして、聞こえにくかった地域の減少につながるということという認識でおります。先ほど課長のほうからも申し

上げましたけれども、スマートフォンのアプリ導入も新たな活用の方法かと思いますので、それらをまた活用できるようになりましたら周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 同報無線については、J アラートとか必要な放送とかもあるんですけども、新たな活用方法があれば、せっかく 5 億円以上のお金をかけてつくった施設でありますから、うまく活用して、町民の皆さんの生活が少しでも安心して暮らせるようになれば幸いかと思いますので、うまく活用していただく、それが私からのお願いであります。ふるさと納税とか、その辺を増やしてもらうのも必要ですし、安心して暮らせるための同報無線ですから、その辺も皆様の、町長のご努力によりお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（桑原 猛君） 5 番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 福 沢 宏 幸 君

○副議長（桑原 猛君） 1 番、福沢宏幸議員の一般質問を許します。

1 番、福沢宏幸議員。

〔1 番 福沢宏幸君登壇〕

○1 番（福沢宏幸君） 1 番、福沢宏幸です。

令和 8 年第 1 回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

なお、私の質問は、河津桜の保護・差別化についてでございます。町長及び関係課長の答

弁を求めます。

本日、定例会におきまして初めて一般質問を行うに当たり、質問に入る前に私の所信を簡単に述べさせていただきたいと思います。

私は、北海道で生まれ育ち、野球を通じて様々な地域を見てきた経験から、河津町にはほかにない変えがたい魅力があると強く感じております。だからこそ、河津町を来たい町、そして住みたい町としてさらに輝かせるため、移住者の増加、インバウンド誘致、観光振興に全力で取り組む決意です。河津町の新たな未来を切り開くために、着実に施策を進めてまいります。

それと、私事ではありますが、目に障害があり、ふだんから色の入った眼鏡を着用しています。このことをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問へと移らせていただきます。

河津桜の保護・差別化について伺います。

大川町長は、以前、河津桜について、町にとって最大の武器、観光だけでなく、私たちの心の支えとなっていると話されていますが、河津桜がこの先何十年もあるとは限らないと思います。例えば、1月5日に起きた田中地区の火事が、またどこかで起きて桜に燃え移るかもしれません。そのほか、植物のウイルスによる病気に感染して枯れてしまうかもしれません。河津桜をどのように保護していき、年々変化していく環境に対応しながら、観光の柱としてどのように活用していくのかも課題になると思います。だからこそ、桜の保護は地域観光政策における重要な取組です。

今の現状、河津桜は産業振興課と守人の会の方々が管理されておりますが、より徹底した管理をしていくのか。また、貴重な町の資源を守る観点から、火災を未然に防止するための管理体制や安全対策についての考えを伺います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 福沢議員の河津桜の保護・差別化についての1問目、河津桜の火災や植物のウイルス対策はということですのでよろしいでしょうか、こちらの答弁を行いたいと思います。

全国各地で起こる山火事についてですが、出火原因についてはたき火が最も多く、野焼き、放火、たばこなどによる人為的な行為によるものが大部分を占めているそうです。当町においても、1月5日の火災についても原因は人為的なものと聞いており、住宅火災から山林へ延焼し、河津桜の原木の近くと聞いて、大変驚き、心配しまして、出張先から私も急ぎ帰庁

いたしました。その際、下田地区消防組合及び町消防団ほか、関係機関の活躍、ご協力により延焼範囲を最小限に食い止めていただき、そちらに対して、町民を代表いたしまして、大変感謝しております。

河津桜は、当町にとって単なる観光資源にとどまらず、町民全体の誇りであり、心の支えとして後世に引き継ぐべき最大の資源であり、宝であると認識しております。特に火災対策につきましては、未然防止を最も重要な視点とし、町民の生命、財産を守るべく、消防団活動への支援、火災予防の啓発など大きな枠組みでの取組を推進していきたいと考えております。

また、河津桜の管理に関しましては、守人の会の皆様のご尽力により、剪定や施肥などを計画的に実施していただいておりますが、今後も樹木医等の専門家の指導を受けながら、河津桜の植物ウイルスなどの対策を講じ、保護育成に努めていきたいと考えています。

具体的なウイルス対策については、担当課長より答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、河津桜の管理につきまして、ウイルス対策ということで回答させていただきたいと思います。

町は、河津川河川沿いの河津桜につきまして、河津桜守人の会を中心に管理を行っています。会のアドバイザーとして樹木医の先生にもお願いをしております、剪定作業や施肥などの作業を行っています。こうした活動や町民からの通報等によりまして樹勢の落ちている樹木につきましては、樹木医の方に判断を行っていただきまして対処をしているところでございます。

枯れてしまい伐採が必要となった木につきましては、周辺土壌の消毒などを行い、改植等を行っております。病虫害の近隣市町の情報も捉えつつ、予防作業に努めてまいります。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 1 番、福沢宏幸議員。

○1 番（福沢宏幸君） いろいろ対策、管理をされているんだなということは分かりましたが、人為的行為というのはある程度対処すれば問題が起きないようにできると思います。それに加えて、例えば各所に「たばこ厳禁」、「くわえたばこ厳禁」などの看板を目立つように設置するですとか、河津桜保全基金を立ち上げるなども考えていただき、より継続的な管理をお願いしたいと思います。

河津桜、有名になりましたが、観光の柱となる、そんな河津桜ですが、町内にあるたくさ

んの撮影スポットの中でも菜の花ロードは特に人気の場所となっていますが、年々菜の花の咲き方が弱くなっていたり、高さが低くなっていたりしていると感じます。実際に観光客から、全然咲いていないね、写真と違うねなどという声も聞きました。もちろん、天候や雨などの影響もあるとは思いますが、南伊豆などの菜の花と比べると弱く感じます。出店部会で年3回作業するという制約の中の一つに菜の花畑の作業も入っているのですが、その作業の際に菜の花畑に肥料を混ぜたり畑を起こすなどのことはしていますが、土の入替えは一度もされていません。そのためか、土自体に力がなく、畑には虫も多く見られ、雨で土が流れてしまっていることなども重なり、菜の花が元気に育つ土壌ができていません。河津桜だけではなく、菜の花の保護についても今後改善されていく考えはあるか、お聞かせください。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 福沢議員の2番目の笹原地区にある菜の花畑の土の入替えはということではよろしいでしょうか。こちらのほうの答弁をしたいと思います。

河津桜の濃いピンクと菜の花の黄色とのコントラストは、我が河津桜まつりのシンボルとも言える存在であると感じております。近年、菜の花の生育状況が思わしくないのご指摘は、私も同様に感じているところです。観光客の方から、写真と違うといった落胆の声をいただくということは、観光政策上大きな損失と思います。

ご指摘の堤防沿いの花壇は、河津桜まつり実行委員会で管理をしていると理解しております。土質等の改善につきましては、河津桜まつり実行委員会と今後協議をし、改善をしたいと考えております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 1番、福沢宏幸議員。

○1番（福沢宏幸君） 河津桜だけではなく、桜の価値を上げてくれる菜の花はすごく素晴らしいものだとも私も移住者としてすごく感じています。やはりニュースなどでも取り上げられるのはあそこが一番ですし、あそこがすごくすてきなスポットだと思っています。そんな桜の価値を上げてくれる菜の花みたいな存在を増やしていければ、もっともっと価値がある、意味があるものになると思います。

もちろん、予算のコストや問題はあると思いますが、観光客の中にはライトアップが寂しいという声が結構聞かれました。やはり南伊豆などのところに比べるとという声もありましたが、ライトアップだけではなく、イルミネーションなどをプラスして、例えば菜の花畑がない場所、そんなところに菜の花を表現するようなイルミネーションですとか、そういった

ことをすると、やはり、毎年来ても河津桜まつりは飽きないね、来年も来たいねと思っていただけたと思います。そうしたことで遠方からでも河津町に見に行く意味と価値が出るのではと思います。どうかご検討のほどよろしくお願いします。

そして、そんな河津桜ですが、現在、全国各地に河津桜が存在しています。大川町長は、所信表明の中に河津桜発祥の地としての磨き上げとプライドの構築を上げておりました。そのほかに、大川町長は河津桜サミットの開催を考えている。全国の自治体や地域と情報交換をすることでよりブランド力が高まり、町民の心に河津桜という共通する基軸が醸成され、心を一つにすることもできるのではないかと考えを示されておりました。

全国でも自治体のブランド力向上のためにロゴマークやシンボルの制作、発信をしたり、オリジナルキャラクターをデザインしてプロモーションするなどの事例があります。もちろん、自治体の違いはありますが、例えば茨城県のさつまいも課設立、熊本県の公式キャラクターくまモン、静岡県長泉町のブランドシンボル制定、愛媛県中央市の市制20周年に発表されたロゴマークとスローガンの制作など、全国各地の自治体でブランディングの一環として取り組んでおり、こうした投入事例はメディアでも紹介され、国内外の認知度向上にも活用されています。中小規模の自治体でもロゴやブランドシンボル、キャラクターを制作して自治体の魅力を表現する動きが見られます。これらの活動は、河津桜発祥の地としてのプライドの構築、ブランド力の向上、そして全国の河津桜との差別化にもつながるのではと思います。河津町では、今後このような取組をする考えはあるのか、お聞かせください。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 福沢議員の全国各地に複数ある河津桜と差別化することの必要性はということで、お答えしたいと思います。

私としては、所信表明で申し上げました河津桜発祥の地としての磨き上げとプライドの構築を具現化する方法の一つではあると思いますが、私自身はキャラクターとかそういったものが必要という考えはございません。以前に北島議員が一般質問で町のキャラクターの質問をされているのは承知しております。本町におけるブランディングの核は、何よりも原木のある町として河津桜そのものの美しさと、それを守り育ててきた歴史にあると考えております。原木をはじめとする既存の河津桜の適切な保護育成、そして河津町でしか味わえない風景と体験、これらの質を高めることであると考えております。

キャラクターやロゴマークは、一時的な話題性などはあると思いますが、一貫性のある情報発信をする上で、コストやその労力も無視できません。河津桜は、既に河津町のブランド

であり、河津桜の発祥の地として桜まつり期間中には50万人から70万人の来場客が訪れる伊豆地域の一大イベントに成長しております。今のところキャラクターを制作する計画はありませんが、私の任期中に河津桜サミットの開催をしたいと考えているので、その中でそのような案がもし上がってくるのであれば、今後検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 1 番、福沢宏幸議員。

○1 番（福沢宏幸君） 町長のお考えを聞きまして、そうだなという部分と、やはり河津町民と行政が一体となって河津町の町おこし、地域活性化を進めていくためにも、桜サミットなど、付随するものとしても多少なり必要なのかなという部分は出てくるのではと私は思います。

町内からロゴやキャラクターなどを募集することで、先ほども言いましたが、町長が以前にお話をされていた町民の心に河津桜という共通する基軸、もちろん原木も一つだとは思いますが。そのプラスアルファという形でもいいのかなと、そういうことをすることによって、町から募集するということに対して身近にもっと町民が感じるのではないかと、一体感といいますか、町民の方が意見を出すことで、「あっ、あの人が」という形でより一体となって河津町の地域活性化になっていくのではと思います。なので、どうか少しでもご検討いただければお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○副議長（桑原 猛君） 1 番、福沢宏幸議員の一般質問は終わりました。

13時35分まで休憩します。

休憩 午後 1 時 2 2 分

再開 午後 1 時 3 5 分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○副議長（桑原 猛君） 6 番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

6 番、遠藤嘉規議員。

〔6 番 遠藤嘉規君登壇〕

○6 番（遠藤嘉規君） 6 番、遠藤嘉規でございます。

令和 8 年第 1 回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次の 3 点。

1 件目は、中学生の通学バスの利用状況について。

2 件目は、災害時における自衛隊との連携及び受援体制の強化について。

3 件目は、災害時における用地確保と農地の防災活用について。

以上、3 件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1 件目の中学生の通学バスの利用状況についてお伺いをいたします。

令和 4 年の 6 月の議会で同様の質問をしております。当時の回答としまして、教育委員会が令和 4 年 5 月に調査をした通学バスの利用者数、往路、復路合わせて、中学生の利用者が 1 名のみという極めて少ない状況でございました。町は、小学校統合に伴うスクールバスの活用を含め、自主運行バス事業全体の見直しを令和 4 年度中に行い、令和 5 年度から新しい形で実施をすると回答をいただきました。

3 年ほど経過いたしまして、その結果として、以前は低迷していた中学生の定期券、回数券の購入実績及び実際の利用者数にどのような改善が見られたのか、現状の数値をお伺いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） それでは、遠藤議員の 1 件目、中学生の通学バスの利用状況についてということで、その中の 1 問目、通学バスの利用状況についてですので、こちらのほう利用状況等の質問ですので、担当課長に答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 中学生の利用状況について答弁いたします。

利用人数については把握できていませんが、中学生の購入実績は、令和 4 年度は定期券が 2 件、回数券が 1 件でした。令和 5 年度は朝の部活動がなくなったことと、町の補助が 2 分の 1 補助から全額補助となったため、定期券 32 件の購入がありました。また、令和 6 年度は、

68件の定期券の購入があり、利用状況は大きく改善が見られました。

○副議長（桑原 猛君） 6 番、遠藤嘉規議員。

○6 番（遠藤嘉規君） 体制を見直していただいて、現在では定期券の利用者が68件ということで、1 名だったのが68ということは、相当な数が伸びた、要は利用しやすくなったのかなというふうに思います。

学校のスケジュールに合わせた柔軟な運行調整というのがこれだけの成果を出せるのかなというふうに思うんですけども、前回の質問で、朝の部活動であったり、放課後の遅い時間、さらには、休日の部活動にバスの時間が合わないということで、保護者の方が送迎を余儀なくされている実態というのを指摘させていただきました。

委託事業というところで、制度上の制約を上げつつも、中学生のライフサイクルに合わせた検討の必要性というのを、町のほうでも当時認めてくださいました。現在では、先ほど課長からのお話にもありましたけれども、学校の運営状況というのが大きく変わってきてまして、朝の部活がなくなったりとか、新年度からに関しては、季節によって部活動の終了時間というのが大きく変動していたのが、年間通して変わらないという方向で動いていくというふうに聞いております。

このようなスケジュールの変更に伴いまして、朝夕の通学バスの時刻表の調整、学校側と運行事業者とどのような具体的な協議を行って、学生にとって実効性のあるダイヤを構築する予定があるのか、説明を伺います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 2 問目の学校のスケジュールに合わせた柔軟な運行調整はということではよろしいでしょうか。

こちらのほうも、運行調整に関する質問ですので、担当課長のほうに答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 学校のスケジュールに合わせた運行調整について答弁いたします。

1 月中旬に、中学校の下校時間が年間を通じて16時半になるとの情報を得ましたので、運行事業者とダイヤ編成が可能か協議をし、1 月27日に開催した河津町公共交通会議において、自主運行バス、入谷中村河津駅線と町営逆川線において、中学生の下校時間に合わせたダイヤ改正を行うことを提案し、承認されましたので、4 月より新ダイヤで運行を行う予定です。

また、地域公共交通会議には、河津町校長会の会長である河津中学校長が委員として出席

しており、校長から朝の入谷中村河津駅線の時刻が朝の部活動がない現在では、登校時間に対し少し早いので、ダイヤ改正を行えないかとの意見がありましたが、河津駅で伊豆急行線のダイヤに合わせており、高校生の通学や通勤される方などへの影響もあるため、今回はダイヤ改正は行わず、今後の乗降調査の結果を踏まえて考えていくこととしました。

○副議長（桑原 猛君） 6 番、遠藤嘉規議員。

○6 番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。新年度から、年間通して16時半に部活が終わって、それに合わせて帰りのバスに関しては運行ダイヤを検討していただけるということで、学生も使いやすくなるのかなというふうに思います。

朝のバスに関しては、実際早いですよね。そのバスで行くと、学校が始まる四、五十分前にはもう学校に着いてしまうということで、朝の時間帯は、保護者も当然1分、1秒が惜しい時間帯だなというふうに思いますので、そのあたりを検討していただけたらありがたいんですけども、電車との接続の関係でということで、これはいかんともし難いのかなというふうに思うんですけども、実際にバスを使っている子供、3人ほどにちょっとお話を聞かせてもらったんですけども、ほとんど中学生以外でそのバスを利用する人間はいないよという話を三者三様回答をいただいております。なので、ぜひ調査をしていただいて、利用者が本当にいないのであれば、調整をお願いをできたらなというふうに思います。

保護者への情報提供ということでお伺いをしますが、これから新入学生が、1年生がってくる。在校生の保護者、そういったところから見ると、バスを使うために定期を買うべきなのか、それとも、送り迎えが必要なのかということを経験するということになると思うんですね。万が一があると怖いので、車で送り迎えをしようかなというふうになってしまうパターンが多いかと思うんですけども、朝夕の忙しい時間に、大きな影響を与える問題なんだなというふうに思うんです。

事前に新入学生の説明会だったり、学校のPTAの総会だったり何なりで保護者に事前にしっかりと情報が提供できていれば、バスで、公共交通で学校に通うという子が増えるのかなというふうに思うんです。なので、そのあたり情報提供というのが十分にできる体制が整っているのかお伺いしたいのと、大川町長、公共交通に関して大変思い入れが深いというふうに議員時代から見受けられるんですけども、今後とも何か学校側で変更があるときに、定期的なニーズの把握というのは、やっぱり重要なのかなというふうに思うんです。それによって利用者が増えたり減ったりということが起きるのがこれで明確になったかなというふうに思いますので、そのあたりを踏まえて、定期的なニーズ調査というところについ

て町長のお考えを伺えればなと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） ニーズ調査ということで、今、問合せをいただきました。

今回初めて地域公共交通会議に私も委員長として参加させていただきました。その中で、課長のほうから先ほど答弁がございましたけれども、中学校長が校長会の会長ということで参加していただいております、その中で、帰りの16時半のお話を最初いただいて、それに合った時間をもともと自主運行バスで組ませてもらっていました。

朝の時間帯の問合せも、今申し上げたとおり、校長のほうから、できることなら、通学時間に合わせた形を組んでもらいたいというお話をいただいて、では、持ち帰って、それができるのかどうかということで回答させていただいて、電車接続の関係がどうしてもあって、先ほど課長からありましたけれども、乗降調査というのを年1回やっているんですけれども、それを踏まえた上で、また次に検討するというので、今回はご了承いただければと思います。

その地域公共交通会議の中でも私申し上げたんですけれども、来年度の話、そこでは、8年度の話をしたんですけれども、やはり正直言って、私、予算を今回編成した時点で、自主運行バスが約2,600万円ありまして、実際県からの自主運行バスの補助というのは約800万円ぐらいなんです。

僕らみたいなこんな小規模自治体で、正直言うと、もうこれから令和9年に自主運行バスを正直見直すようなことをしていかなないと、いつまでたっても公共交通の在り方自体がもう補助金ありきで、赤字垂れ流しみたいのところになってしまうので、それは今後事業者の方に、今回の8年度のことも踏まえて、来年以降は見直しをしたいというお話もさせていただきました。

1年かけてどういう形になるか分かりませんが、一応そういったこちらの自治体としての意見もそういう会議の場ではっきりものは申させていただきますので、ご希望に添えるか分からないんですけれども、今後そういう形で対応していければと感じております。

その中で、あと、保護者への情報提供ということで、こちらのほうは担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○副議長（桑原 猛君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 私からは、保護者への情報提供についてご答弁させていただきます。

議員もおっしゃるとおり、新入生につきましては入学説明会等の中で情報提供を行っております。また、途中からバス通学を検討する場合ですとか、利用するに当たっていろいろ疑問な点ですとか、状況ですとか、いろいろな要望等も保護者の中からある場合もございますので、そういった際には、学校ですとか教育委員会のほうに、気兼ねなくご相談いただければ、随時対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

やっぱりニーズがあれば、必ず公共交通利用者が増えるんだということが分かりますので、ぜひ子育てしやすい町というところの一助にもなろうかと思います。利用しやすい交通体系を進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、2問目の質問へ移ります。

災害時における自衛隊との連携及び受援体制の強化についてということで質問をいたします。

災害時に備えた自衛隊との平時からの連携体制についてなんですけれども、近年、気候変動の影響により台風や豪雨、自然災害の激甚化、頻発化というのが目に余るようになってきております。半島先端部に位置するこの河津町においては、災害発生時における外部からの支援体制の確保というものが町民の生命と生活を守る上で極めて重要であるというふうに考えております。とりわけ、自衛隊は大規模災害時における人命救助、物資輸送、復旧活動において必要不可欠な存在でありながら、消防車や交番がある消防や警察と比べると、あまり身近ではないということで、平時からの関係の構築と具体的な受援体制の整備というものが強く求められるのではないかと思います。

そこで、お伺いをいたします。河津町として平時から自衛隊とどのような連携、情報共有、訓練を行い、有事の際に円滑な支援を受けられる体制を構築しているのか、現状の取組について説明をお願いいたします。

また、実際に大規模災害が発生した場合、どの部隊がどこから来て、どこを拠点として活動する想定となっているのか、さらには、隊員の方々が河津町の地理的特性、地域事情などをどの程度把握しているのか、お伺いできればと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 遠藤議員の2件目の災害時における自衛隊との連携及び受援体制の強化ということで、1問目の災害時に備えた自衛隊との平時からの連携体制についてというこ

とでよろしいですかね。

議員のご指摘のとおり、激甚化する災害に対して自衛隊との連携は、町民の生命や生活を守る上で要であると認識しております。能登半島地震における半島地域の地理的特性やさきの町内における山火事など、町としての対応ができかねる場合においては、自衛隊による人命救助、物資の輸送、そして消火活動などは極めて重要であると考えております。

現状において、平常時の自衛隊の連携体制等については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 災害時に備えた自衛隊との平時からの連携体制につきまして、答弁させていただきます。

災害時に当町に派遣される陸上自衛隊の部隊としましては、第34普通科連隊が支援部隊として派遣されます。この部隊は、御殿場市の板妻に駐屯し、有事に備えており、当町では4月の消防団新入団員訓練や9月の総合防災訓練の際、静岡県を通じて派遣要請をしております。また、南海トラフ地震が関連した災害では、この板妻駐屯地のほか、御殿場市の滝ヶ原駐屯地の普通科教導連隊からも支援部隊が派遣されることとなっております。どちらの部隊の隊員も出身が全国各地でございますので、当町の特性などあまり把握されていないと認識をしております。

そして、隊員が当町の地理的特性を少しでも把握できればと、これまで当町に派遣のなかった滝ヶ原駐屯地に初めて派遣要請をしたところ、昨年12月の地域防災訓練では、30名の隊員による救命講習やライフハック講習のほか、車両装備品の展示などの協力をいただきました。

これら自衛隊の発災時の活動拠点につきましては、B & G体育館と地域防災計画には定められております。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 通常の災害においては基本的には、第34普通科連隊が板妻駐屯地から、南トラ関係に関しては、滝ヶ原駐屯地からということで、滝ヶ原駐屯地に関しては、12月の防災訓練のときに実際に来ていただいて、河津で訓練・指導をしていただいたということで、全国から確かに自衛隊の方々集まっているんだろなというのがありますので、隊員の方々に河津の地理感を把握してくれというのは、なかなか無理筋なのかなというふうに思いますけ

れども、できる限り訓練を河津町の中で、防災訓練等々に参加していただいて、地域特性というところも含めて、ご理解をいただけるとありがたいのかなというふうに思っております。

B & Gで駐屯というようなことですが、実際どの程度の規模が来るかによりますけれども、なかなか立地的にリアリティーのない場所なのかなというふうに思いますので、そのあたりもちょっと今後は考えていただけるとありがたいかなというところで、自衛隊の方々が来てくれるということが分かるという前提でなんですけれども、陸路が寸断した場合を想定した救援ルートと装備の対応ということについてお伺いをしたいんですけれども、河津町が天城を越えての道路に大きく依存をするという地理条件を抱えております。過去の災害を見ても、土砂崩れなどによって陸路が寸断されるというケースが実際にあって、南トラに限らず、この地域の災害においては、この道路の寸断というリスクは決して低くないリスクだなというふうに感じております。

そのような状況下で救援部隊とか物資がどのような経路に河津に到着するのか、事前に具体的な想定を持っておく必要があるかと思えます。天城方面の道路が長期間寸断された場合、河津町はどのような代替ルートによって救援を受ける想定となっているのか。また、空路による支援については、どこで受入れを行い、現状の体制でそれは十分であると考えているのか、町の見解をお伺いしたいと思います。

また、近年導入が進む新型装輪車、滝ヶ原駐屯地に新しい装備として置かれたよというような話が、去年の12月とか1月、ニュースで流れていたのを見たんですけれども、その新しい車両というのが従来の車両と比較して、重量が大きくなっているというような話を聞きました。そうすると、通行可能な道路とか、橋というのが限定される可能性というものも見えてくると思います。こうした装備品の変化を踏まえて、事前に走行ルートの確認であったり、訓練を行う必要性があるのではないかなと思うんですけれども、町としてどのように認識をされているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 遠藤議員2問目の陸路寸断時を想定した救援ルートと装備対応についてということでよろしいでしょうか。

これについても議員のご指摘のとおり、本町においては地形的に天城越えルートの依存度が高く、災害時の孤立化対策は喫緊の課題であると認識しているところです。

こうした中で、令和6年10月には伊豆半島7市6町の防災広域避難や復興などに取り組むため、伊豆半島広域防災協議会が発足し、昨年6月には、国及び静岡県も正式に加わり本格

的に始動したところでございます。いつ起こるか分からない災害ですので、それらを想定して、観光地伊豆として、いろいろな課題に広域で解決していく必要があると感じております。

また、孤立化を防ぐためにも災害時の救援活動支援、経済の好循環、救急搬送等の医療活動支援など、命の道として、多岐にわたる効果が期待され、現在整備が進められております伊豆縦貫自動車道の早期全線開通に向けて要望活動にも力を入れたいと考えております。

代替ルート、空路やルートの確認、訓練などについては、担当課長より答弁させます。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 陸路寸断時を想定した救援ルートと装備対応について、答弁をさせていただきます。

まず、天城峠道路の代替ルートの確保でございますが、現状車両通行可能な国道414号と旧国道のほか、歩行により通行できる踊子歩道の3つのルートが整備されております。有事の際には、そのときの状況にもよりますが、通行可能なルートを車両もしくは歩行による使用を想定しております。

昨年滝ヶ原駐屯地に派遣要請した際には、地域防災訓練の前日に昭和の森から笹原コミュニティ防災センターまでの間を遊歩道、旧国道を使用して歩行訓練が実施をされております。

空路支援の受入れ場所につきましては、上佐ヶ野地区わくわくの森駐車場のほか町内5か所をヘリコプター臨時離着陸場として設定をしておりますが、災害の種類や規模からそのときの状況などを想定することは大変難しいため、用意している体制を十分と判断するのも困難です。

そして、自衛隊の大型車両の走行ルート訓練でございますが、自衛隊側の訓練の提案があるようでしたら、受け入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

町長も天城峠道路を越えていくということに対して危機感を持っていただいているということで、ありがたいなというふうに思います。

やっぱり縦貫道が一日も早く開通するというのが本当の意味での防災対策、解決策の近道なのかなというふうに思うんですけれども、時間もお金もまだまだかかる案件なのかなというところがある中で、自衛隊のほうで滝ヶ原駐屯地さんからの訓練で、天城を徒歩で越えて

参加をしていただいたというような取組も行われているということなんですけれども、実際能登半島地震で、自衛隊の方が物資を背負って、山を歩いて越えて、支援物資を届けたなんというような絵がいっぱいテレビのニュースでも流れていたんですけれども、なかなか、徒歩が選択肢に入ってきてしまうというのは、厳しい状況だなというふうに感じます。

そうすると、空路も町内に5か所、メインがわくわくの森ということなんですけれども、わくわくの森に上がっていくまでの道路や何かを考えると、ある程度の災害規模になると、あまりその場所も適地とは言い難いのかなと。そのほか町内5か所臨時のヘリポート指定がされているということなんですけれども、そこも災害に応じてどの程度実用性があるのかというところも今後考えていただきたいんですけれども、海上輸送による受援体制というのが、そうすると見えてくるのかなというふうに感じます。

河津町は、大きな港湾施設がないということで、災害時には、海上からの支援、とりわけ海岸への直接上陸による人員や物資の輸送という部分が重要な選択肢として上ってくるのかなというふうに考えます。

近隣の東伊豆町では、本年の1月31日に海上自衛隊の輸送艇と町の給水車を使っての給水訓練というものを実施をされています。この輸送艇というのが横須賀の基地から来たそうなんですけれども、実際、その隊員の方ともお話をさせてもらったんですが、ビーチングといって、船を砂浜に正面からどんと乗り上げて、正面のタラップをだんと下ろして、そこから大型の車両、ユンボだったり、そういったものを出し入れすることができる。だから、港湾設備がなくても物資をそこに降ろすことができるというような船でした。

そのほかにも、下田市では、毎年黒船祭のときに自衛隊の船が港に出入りをして、展示をしたりというようなことを行っていて、とても海上自衛隊との近さというものを感じます。

伊東市では、多くの観光客が帰れなくなった場合に備えて、海上ルートでの帰還を想定した訓練というものも過去にやったというような話を伺いました。

現状河津町においては、海上輸送を想定した自衛隊との訓練の実績というものがなく、今後使用可能な輸送艇といったようなものの減少も懸念をされているという状況なんですね。

そこで、お伺いをしたいんですけれども、河津町として、海上からの支援受入れについて、どのような課題認識を持っているのか。また、輸送艇を用いた支援の受入れ訓練の必要性について、どのように考えているのか、お伺いできればと思います。

さらに、このような課題というのは、町単独で解決が相当難しいのかなというふうに思います。町長として、例えば、自衛隊の派遣といったら県知事の認可が必要になるわけですね。

れども、県知事や国、防衛省、また関係をする国会議員等々に対して、半島先端部の自治体として受援力の向上について、協議や要望を行う考えがあるのか、併せてお伺いをいたします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 3番目の海上輸送による受援体制と県・国への要望についてということでしょうか。

議員ご指摘のように、海上輸送による受援体制と要望についてということで、先ほど議員も申し上げておりましたが、賀茂地域内において港湾を持たないのは当町だけです。海岸線は下河津漁港区域として、大型船の接岸はできない状況であります。災害時に道路が寸断された場合に、自衛隊による砂浜に直接上陸できる自衛隊の設備は、町民及び観光客の命をつないでいくための手段として、重要な選択肢であると認識しております。

そのような中で、国や県、そのほか関係機関等への要望については、1自治体での力だけでは限界があると感じています。先ほどの答弁の中にもありましたが、伊豆半島広域防災協議会等を通じて、機会を捉えて要望していきたいと考えております。

先ほどから申し上げているとおり、伊豆地域、賀茂地域において防災・減災は共通の課題でありますので、地域内市町において足並みをそろえて、半島特有の脆弱性を克服するための受援力向上について、広域的な協議の場において、積極的に提案をし、町民の安全・安心を確保していきたいと考えております。

そうした中で、県選出の国会議員の若林洋平議員がちょうど防衛政務官ということで、若林事務所を通して防衛省に海上輸送等の訓練についての確認もさせていただきました。自衛隊が実施する防災訓練等については、主として国や自治体等が主催する防災訓練に参加をすることを通じて、関係機関との連携を強化し、地域における災害対処能力の向上を図ることを基本としており、訓練の実施主体から寄せられるニーズに応じて調整を行っているそうです。

海上自衛隊の艦艇等が参加する訓練については、海上自衛隊の特性を生かした訓練内容となるような調整が必要であり、防災担当部局を通じて、ご相談いただくことが基本となるという回答をいただきました。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

大川町長、大変仕事が早くて、若林議員に、防衛大臣政務官に直接連絡をして、お話を伺っていただいたということで、広域連携で対応していくというのがやっぱり大きい防災対策というか、肝になろうかと思います。

ただ、天城の北側と南側というのは、置かれている状況が決定的に違いますので、広域連携で天城の北側のほうが人口も多くて、発言力も大きくて、訓練のときの予算投入規模も大きくてとなると、どうしても向こう側に重きが置かれてしまうと思うんですけれども、一緒に能登半島、大川町長も視察に行きましたけれども、半島の先端部の置かれた状況は相当厳しいものがあって、なおかつ縦貫道まだ開通してないというところも含めて、相当しんどだろうなというふうに思いますので、平時からの取組という部分含めて、国会議員と積極的に意見交換等々踏まえて、検討をいただけたら、心強いなというふうに思います。引き続きよろしくお願いします。

続きまして、3問目の質問でございます。

災害時における実効性のある用地確保と農地の防災活用についてということで質問をいたします。

計画上はあっても実用に欠ける防災農地の現状の認識ということで、最初にお伺いをいたしますが、近年、災害対応において、どこで何をするかという用地の確保というのが、災害の規模拡大の防止ですとか、復旧スピードを大きく左右するということが明らかになってきております。

河津町は山と海に囲まれた地形で、平たん地がとても限られて、都市部のように広域の公園があったりとか、公共の空き地が豊富にあるというわけではございません。こうした地域特性を踏まえますと、災害時に実際に使える場所の確保ができているかどうか、これ、極めて重要な課題であると考えます。

河津町の地域防災計画を見ると、災害時に使用する用地は一定程度位置づけられているというふうに思います。しかし、現実を想定すると、山間部でアクセスが悪かったりとか、大型車両が入れなかったりとか、多目的利用が難しかったりとか、実際の集落や被災想定区域から遠かったりとかというような理由で、計画上はあるんだけど、実際には現場で使いにくい用地というものが少なくないと感じております。

先ほど、前の質問でもありました自衛隊の駐屯する場所がB＆Gであったりとか、これ、津波がとかという話になった場合には、もうそもそも使い物にならないのかなと。ヘリポートに関してはわくわくの森という話ですけれども、同じくそれもルートがかなり狭いルー

トをたどって上がっていかなければならないのかなと。そういったところを考えると、かなり計画上ではなく、実際に使うというところで考えたときに、問題点があるのかなというふうに思います。

昨年行った議会の能登半島視察で見てきた例等々を挙げると、災害廃棄物の集積場所がすぐに確保できなくて、やむを得ず路上に仮置きをされたという例であったり、校庭を仮設住宅の設置に使われて、教育の再開をするに当たって、グラウンドが一切使えないという状況が長期間続いたり、警察とか消防、自衛隊の応急部隊が駐留する場所が計画上はあるんだけど、実際には十分ではなくて、活動効率が大幅に下がってしまったといった事例がございます。こういったことは、全くもって他人事ではないのかなというふうに思います。

そこで、お伺いをしたいんですけれども、河津町として災害時に必要な各種用地について、実用性の面で不足や課題があるという認識を持っているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 3件目の災害時における用地確保と農地の防災活用についてということで、1つ目の計画上にあっても実用性に欠ける防災用地の現状認識についてということでお答えしたいと思います。

防災用地の現状認識についてお答えします。議員のご指摘のとおり、災害は発災直後の初動対応から復旧、復興を念頭に置いて、先ほど議員も申し上げられましたけれども、どこで何をするかという用地の確保は、町民の安全と町の再生を左右する大きな問題であると強く認識しております。急峻な地形と豊かな海に囲まれた美しい地形を有する一方で、平たん地が極めて少なく、公有地や大規模なオープンスペースが限定的であるという弱みも持っております。

現在地域防災計画において、避難所やヘリポート、緊急輸送拠点などを位置づけておりますが、計画上にのっけてはいますが、実際に機能しなければ、意味がありません。災害の種類、規模にもよるとは思いますが、公共用地をメインに、その時点で使用可能な用地を利用する想定をしておりますが、大規模な平地で使い勝手のよい公共用地が少ないものも実情と考えます。

そうした中で、防災公園の造成を計画し、利用できる用地を確保しているところでございます。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 回答の中で、公共用地をメインで考えているんだけどということ、課題意識は十分に持っていていただけているのかなというふうに思います。

そこをどうにかクリアするための防災公園の設置というようなことで、これに関してもまだまだこれからの事業ということで、時間がかかるのかなというふうに感じております。

農地を災害時の多目的用地として活用する可能性についてお伺いをしたいんですけども、町内には、住宅地に近くて、比較的平たんで、なおかつ道路のアクセスも確保できる農地というものが点在しているというふうに感じております。災害時の農地の利用の実例として、実際にある例として、一時避難場所や仮設住宅用地として使ってみたり、消防、警察、自衛隊等の活動拠点や駐留地として使ってみたり、臨時のヘリポートとして使ったり、救援物資の集積場所、また仕分け場所として使ったり、応急復旧資材の仮置き場として使ったりということで、多種、多様な使い道ということが考えられます。

こうした観点から、農地を災害時の多目的用地として位置づける可能性について、町の見解をお伺いできればと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 2問目の農地を災害時の多目的用地として活用する可能性についてお答えさせていただきたいと思います。

災害時に農地を活用する可能性について答弁いたします。

大規模災害が発生した場合、救助活動や避難、物資の輸送などを円滑に行うためには、それに対応する場所の確保が重要であることは認識をしております。現在本町においては、公共施設や公園などを広域避難場所や活動拠点として位置づけておりますが、災害の規模等によっては、既存の公共用地だけは不足することが十分考えられます。

峰の花泉園跡地を防災公園として整備中ではありますが、それが完成したとしても、十分なスペースがあるとは言い切れない状況であります。また、町内の特定の地域に隔たりが生ずるなどの懸念も否定できません。

農地は住宅地の周辺に点在し、多くは、広くまとまりのある土地ですので、比較的平たんで道路に近く、利用しやすい農地であれば、災害時に一時的に避難場所や活動拠点、物資の集積場所などに多目的に利用するということは、町の防災機能を補完する上で有効的な手段であると考えます。

しかし、農地を一時的にでも目的外に利用することは、農地法上の取扱いや関係機関との調整等、そして、何より所有者の協力がないと実現できません。そうしたことを踏まえ、先

進事例の調査や研究を行い、防災部局と農業部局の連携により精査していきたいと考えております。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

可能性としては前向きに検討する余地はあるということで、町長から大変心強い回答をいただきました。

防災協力農地制度を活用した実効性のある用地確保の考え方についてお伺いをしたいんですけれども、全国では、平常時は農地として活用しつつ、災害時には、避難所や応急対応復旧活動に利用する防災協力農地という考え方が広がりつつあります。この制度は、事前に用途や補償、原状回復等を整理しておくことで、災害時に迅速に使えるという点に特徴があるそうです。

河津のように、先ほど来町長がおっしゃられたように、平地が限られて、計画用地と実用性の乖離が若干見られると課題になっているというような自治体こそ、農地を含めた土地をどう防災資源として生かしていくかというのは重要なテーマかなというふうに考えます。

町と地権者が災害時の利用協定を事前に結んでおくことで、有事の際に防災用地の確保がスムーズにできて、町民生活の復旧・復興にもプラスになって、なおかつ災害時のもう役場の職員の方々は本当にばたばたした状況で、何日も寝られないよという状況になるというようなことが言われている中で、そういった状況下の中で、用地の押さえるだけはもう済んでいるというようなことになれば、役場の職員の方々の負担の軽減にもなるかというふうに思います。

今後、防災協力用地の考え方を参考にした制度の検討であったり、農地の所有者の方との事前協議であったり、災害用途を限定、明確化した登録制度であったりというようなことを通じて、実効性のある用地の確保に取り組むという考えが町としてあるのか、町の方針として考え得るのかをお伺いできたらと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 3問目の防災協力農地の考え方を踏まえた実効性のある用地確保についてということにお答えしたいと思います。

議員ご指摘の防災協力農地については、災害時に避難場所や復旧資材置き場、仮設住宅用地として活用をするため、農地所有者の協力の下、あらかじめ自治体に登録された農地であり、そうした制度を導入している自治体があると認識をしております。

発案の一因が、都市部での災害時農地空間利用であり、登録にはいろいろな諸条件が必要であるため、早急な導入は難しいと思われます。制度の概要と諸条件については、担当課長より答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、災害時の災害協力農地の制度の概要ということで説明をさせていただきます。

災害協力農地でございますが、条件として、平たんな整形された農地であることや一定面積を有すること、また、4メートル以上の道路に接していること、各災害警戒区域外であること、そういったところが制度としての条件としてございます。

また、登録した農地ですが、平常時は特に地主の利点がなく、また、災害時、町が利用した期間当該地で得られる所得の補償や固定資産税分の利用の支給などが受けられる制度でございます。そうした観点からも当町では難しい制度であると認識しております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 条件や何かを見ると、河津町においては、ちょっと実行には難しい案件だということがございますけれども、でも、方向性として、用地を確保するということを考えてときに、都会向けの制度として整備をされたんだけど、制度はつくられたということがある以上は、修正することも可能なものなんじゃないかなというふうに思いますので、先ほど町長がおっしゃっていた広域会議体であるとか、そういったところで投げただけであれば、河津町で同じ問題で困っている案件というのは、賀茂郡であれば多分この町も同じように困っている案件じゃないかと思うんです。

なので、1市5町の首長さん同士とちょっと防災協力農地というものについて研究していただいて、県議会、国会議員、そういったところと連携をしていただいて、都市版じゃなく、過疎地版の、田舎版の防災協力用地というものの在り方というものを、河津で検討するのは厳しいですから、上部のところに投げさせていただいて、国とか県で検討していただけるように、ぜひ投げかけていただければ、用地の確保の問題はかなり片づくのかなというふうに思いますので、ぜひ対応をしてみただけるとありがたいと思います。

以上で、私の一般質問は終了いたします。

○副議長（桑原 猛君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

14時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○副議長（桑原 猛君） 3番、北島正男議員の一般質問を許します。

3番、北島正男議員。

〔3番 北島正男君登壇〕

○3番（北島正男君） 3番、北島正男です。

令和8年第1回定例会に一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答にて質問します。

私の質問は、いじめ・不登校に関して3件と障害者福祉施設の考え方について質問していきます。

では、いじめ・不登校についてです。

昨年11月に文部科学省が公表した児童生徒の問題行動と不登校などに関する調査結果及びこれを踏まえた河津町の対応の充実に関して質問をします。

初めに、文科省が公表した内容は、令和6年の実態調査で、全国の小中学校の不登校児童生徒は35万4,000人で、これは過去最高になっている。

いじめの認知件数は74万6,000件で、これも過去最高。いじめによる生命、心身、または財産に重大な被害が生じる重大事態も過去最多となっています。自殺は小学校7人、中学校112人、この場合だけ高校の294人を足すと413人で過去最高、暴力行為は小学校8万3,000件、中学4万件で計12万3,000件で過去最高、軒並み過去最高となっています。

これらの全国の数字の平均値を河津町の小中学校に参考までに当てはめてみると、正確ではないかもしれませんが、アバウトな数字として参考までに言いますと、この場合は令和5年になりますが、小学校250人に対して、いじめの全国平均10.2%の数字を掛けると、河津

町は26件になりますが、河津町こども計画を見ると106件、不登校の全国平均2.3%を河津町に当てはめると6人になりますが、同じくこども計画を見ると11人、いずれも河津町の数字は全国平均に比べて信じられない数字になっています。

中学校は155人の生徒さんに対して、いじめの全国平均を当てはめると6件になりますが、河津町の場合は3件、不登校の全国平均6.8%を掛けると、河津町の場合は11人になりますが、実態は5人ということで、中学校においては、全国比率より大きく下回っている状態でございます。

特に、小学校のいじめ件数については、今言ったように、全国の平均値で起算すると26件となりますが、実際のいじめ件数の106件とは、小学校252人ですので、児童の約半分がいじめに遭っていることになり、これはあまりにも多く、いじめ件数の把握の仕方が違うんだろうと思います。

特に、文部科学省の指示どおり小さいいじめも見逃さず、全て拾い上げた数字だとも思いますし、小学校統合により、もともと知らない子が増え、摩擦が起こった影響もあるとも思います。また、1人1台端末化や携帯電話保有の低年齢化によるネットを通じたいじめ的なことも増えているのではと思われますが、コロナによる給食の黙食や会話の減少も影響していると言われています。いずれにしても、河津町は増加の一途です。不登校も同様、全国平均を当てはめてみると6人になりますが、実際には11人と多い。

具体的な質問を言います。文部科学省が公表した令和6年度の全国の各現象は、全て過去最高になっていることに鑑みて、また、河津町の実数の把握を得た上での異常とも言える全国と河津町の小学校のいじめと不登校の増大に際して、町執行部と河津町教育委員会はどのような認識をしていますか。特別な対策を立てたり、対応したり、学校側との協議や支援策など、どのような対応をしているのか、または、これからどう対策をしていくのか、具体的なお考えがあれば、お伺いします。お願いします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） それでは、北島議員の1問目、いじめ・不登校についてということで、1問目のいじめ・不登校の対応はということに回答させていただきたいと思います。

いじめ及び不登校の対応について答弁をさせていただきます。いじめや不登校は子供の教育を受ける権利を侵害し、心身の成長に重大な影響を与えるものであり、学校、家庭、地域、関係機関が連携をし、対策に取り組んでいかなければならないものと考えております。

いじめや不登校の対応については、教育長より答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私たちが願うことは、子供たちが安全に安心してあふれる笑顔で共に学びを深め、豊かな心身を育みながら、よりより未来を創造していく人になってほしいということです。

このようなことから、議員がおっしゃるいじめや不登校については、学校だけでなく、保護者や地域の皆さんにもご協力をいただきながら、よい方向を見いだしていかなければならない大きな課題であると考えております。

それでは、私のほうからは当町の現状の課題、対策について答弁いたします。

全国的な状況は、議員のおっしゃるとおり、増加率は鈍化しているものの依然として増加傾向が続いており、いじめ・不登校とも過去最多を更新しております。

河津町では、学校規模が小さく、年によるばらつきが大きいのですが、調査による数的には増加傾向にあると言えます。増加の背景としては、まず、いじめに関しては、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、1人1台端末を活用した心の健康観察の導入、担任による3行日記の読み取り、計画的に行う生活アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化が進んだこと、また、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことが考えられます。

不登校に関しては、従来の学校生活への不安、抑鬱、生活リズムの不調等に加え、コロナ禍の影響による登校意欲の低下や教育機会確保法の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、生活インフラとしてネット環境が整い、普及したことも増加の要因かと思われます。

対応についてですが、まず、大切なことは、いじめや不登校を生み出さない心を育てる児童生徒指導を日頃から行うことです。そのために、自尊感情や自己有用感を育てる活動、一人一人の居場所がある学級、学校づくり、人権教育の推進、このようなことが行えるよう委員会と学校とで情報を共有しながら、可能な支援を行っています。

また、学校と教育委員会では、前兆を捉えたり、早期発見することにより、未然に防ぐということはとても大切であると考えています。いじめや心身の不調等を早期に発見できるよう、先生や支援員などの学校職員が児童生徒との会話ややり取りを大切にし、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーとともに、密に情報交換を行い、些細なことで捉えずに、早期対応できるよう体制を整えております。

しかしながら、困難を抱える児童生徒への対応は難しいケースが多く、複数の先生、関係

スタッフ、関係機関、保護者と連携しながら、本人への必要な支援を実施しているところです。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 3 番、北島正男議員。

○3 番（北島正男君） いろいろな対策や未然に防ぐようなことまでやっていらっしゃるとい
うのは当然だと思うんですけども、特に生徒を取り巻く環境、それから、おっしゃったよ
うに、保護者を取り巻く環境も変わってきているという状態で、増加傾向にあるのではない
かと思います。

最近では、本当にその子が嫌だと思っただけでいじめになってしまうということですね。
先生が学校の日記などを通じて、子供の嫌な気持ちを認識したら、いじめの認知となってい
まうとのことです。いじめの定義も変わって、ある期間経て、嫌な思いが累積するのとは別
に、今嫌だと思った瞬間に、それがいじめと捉えられるケースがよくあるようなんです。そ
ういう定義に変わってきているのではないかと。だから、件数が当然増える。

一番近くにいる担任の先生や学校の関係者が本当に些細なことも取り上げていかないと大
きなことにつながっていくので、そういった意味では、学校は緊張感があると思います。今
いろいろ対応してくださっていること、深くやっていっていただければいいと思うんですけれ
ども。

次です。

いじめ・不登校の対応で町との連携をお尋ねします。

公表された過去最高になってしまった全国のいじめと不登校、自殺、暴力のデータとそれ
らの河津町の場合について、その発生数や原因、対策、解決への行動や学校の先生たちの支
援などについて、学校設置者である町長と教育委員会及び教育者の会議体である河津町総合
教育会議にてこの問題をどのように取り上げていますか。いじめや不登校の対策や対応、対
処について、学校設置者と教育委員会と学校で共通認識を持った上で、全方位型の課題解決
策をどのように進めていますか、お尋ねします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） それでは、北島正男議員の2 問目、いじめ・不登校の対応で町との連
携はということでお答えしたいと思います。

河津町総合教育会議において、地域の教育課題について十分な意思疎通を図ることはもち
ろんですが、事業を執行する上で必要な教育関係の予算編成、予算執行には私も関わります

ので、常日頃から共通認識を持った上で対応をしております。

いじめ防止対策推進法では、地方公共団体、学校の設置者の責務が示されております。いじめで重大事態が発生した際には、法に沿った適切な対応が必要となりますので、真摯な姿勢で取り組みたいと考えております。

詳細は教育長に答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私からは、町と教育委員会との連携について答弁いたします。

日頃より教育委員会と町の福祉等の関係部局とで情報共有や連携を取っています。基本的には、いじめや不登校といった案件では学校及び教育委員会で対応していますが、虐待や家庭環境の課題が関係している事案もありますので、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関で共有し、具体的な支援内容を検討しています。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 3番、北島正男議員。

○3番（北島正男君） ありがとうございます。

河津町総合教育会議は、僕はすごく重要だと思ってお聞きしたんですけれども、ちょっとそこだけでいじめや不登校の対策を練る場ではないかと思えますし、ほかの会議体でやっていらっしゃるということでもいいと思うんですけれども、どちらにしても、僕、大川町長は非常に正義感が強い人であるからして、これらの現象に強い危機感を持って対策のサジェスションや方向性を見いだしてくれると思うんですね。だから、この異常とも言えるいじめ・不登校の問題については、学校設置者である町長との情報交換及び対策立案の会議は多分重要になると思います。

ちょっと筋は違うんだけれども、この町執行部との重要な会議になる総合教育会議というのは、いじめと不登校だと、ちょっと違うかもしれないんだけれども、ご父兄や関係者がそれを閲覧して、町と教育委員会の方針や施策を理解される必要があると思うんですね。これというのは、僕の調べ方が悪いのかもしれない、そしたらごめんなさいけれども、公表したほうがいいと思うんですね。父兄が見て、町と教育委員会がどういうことを考えていらっしゃるのかという、と思っています。

これというのは、総合教育会議は第1回目の会議が閲覧ができるんだけれども、その後ない。毎年2回ぐらいずっとやっていらっしゃると思うんだけれども、その辺の情報公開はいいかなものかと思えます。

次です。

学校いじめ防止基本方針と校内教育支援センターの現状について伺います。

学校いじめ防止基本方針の策定により、教職員がいじめの問題を抱え込まず、組織として一貫した対応になることを目的にしていると思います。

さらに、ホームページなどで開示されれば、保護者や地域住民がその内容を確認でき、措置を講ずることもできます。また、各年度の初めには、このいじめ防止の方針をみんなに説明することによって、いじめの発生の抑止になると文部科学省は言っています。

河津町は、いじめの発見は生徒へのアンケートと担任の先生が圧倒的に多い。相談する相手も圧倒的に担任の先生になる。したがって、先生一人で抱え込まないように、学校いじめ防止基本方針が効力を発揮するのだと思います。学校の先生が問題を抱え過ぎて不登校になってしまったら、これまた不幸です。現状に則した学校いじめ防止基本方針になっているのでしょうか、お尋ねします。

続いて、校内教育支援センターの現状について伺います。

河津町には、校内教育支援センターがありますが、校内にあるから、学校には来られるが教室には入れない、そのようなお子さんがスクールカウンセラーの先生がハンデを負ったお子さんや保護者の相談やカウンセリング、また、底が広うございますので、居場所としても実施されていると思います。学校の敷地に近づけないお子さんに対しては、カウンセラーの先生がどこにでも出向き、相談に乗る体制となると、以前説明を受けました。

また、そのような子供たちが頼れる居場所が増えるとよいと思いますが、そのうちの一つ、以前同僚の桑原議員の質問にあったしずおかバーチャルスクールについて、そのときはまだ試行錯誤的な段階であり、希望者はいないが、支援の一つの場として対象の児童や保護者に周知していくと回答がありましたが、現在は既に正式に運用されていて、周知した結果はどうでしょうか。居場所の一つになりますしずおかバーチャルスクールで参加頻度の高い児童の6割が学校復帰につながったそうです。

具体的な質問をします。

学校いじめ防止基本方針の策定は法律で定められていて、公表すべきと思いますが、その学校いじめ防止基本方針の内容は、現在の実情に則しているのか、その効力や活用の現状はどうでしょうか。

また、校内教育支援センターの子供や保護者の相談状況や居場所として、その活用は当初の想定にかなっているのでしょうか。

あわせて、教育委員会に設置されている児童生徒・保護者の悩み、いじめ、非行、不登校の相談ができる河津町教育相談室への相談件数や機能は十分なのか、お尋ねします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） それでは、北島議員の3問目、学校いじめ防止基本方針と校内教育支援センターの現状はということで、現状の質問ですので、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私から現状と対応について答弁をいたします。

まず、各学校のいじめ防止基本方針につきましては、文科省のいじめの防止等のための基本的な方針や静岡県いじめの防止基本方針に沿って定めておりますが、随時現状に合わせて修正しております。いじめの未然防止早期発見対応のため、学校が連携して包括的に取組を進めるための指針となっております。

また、校内教育支援センターについては、今年度開設いたしましたが、1年目ということで、どれぐらいの児童生徒が利用するのか見込みが難しく、センターの運営や対応の仕方を含め、学校、担当する支援の先生も大変苦勞しております。ただ、教室に入りづらいと感じる児童が登校し、そこで学びの場となっておりますので、今後も支援内容の充実を図っていきたいと考えております。

教育委員会の教育相談室には、年に一、二件の相談となっております。相談内容に応じて、改善につながるよう努めております。

また、河津町では幼児教育と小学校教育を円滑につなぐ幼小の架け橋プログラムを行っており、登校渋りや円滑な学級経営のスタートが改善される傾向があります。

静岡県で行っておりますバーチャルスクールについては、今のところ河津町ではその参加はまだございません。

様々な対応、事業等を行っている中で、児童生徒に対応する中で、それぞれ児童生徒が学校生活を送れるよう対策をしているところでございます。

○副議長（桑原 猛君） 3番、北島正男議員。

○3番（北島正男君） いろいろ連携してやっていってくださっていることは理解します。

校内教育支援センターもまだ1年ですから、なかなか機能が100%発揮できていないかもしれませんが、あそこは居場所にもなるじゃないですか。

ちょっと話違うんですけども、いわゆる小学校だとスクールバスで今帰ってしまうので、何となくスクールバスに乗ったら、もう家に帰るしかないという話をよく町の人には言っています。私はもうちょっとたまり場があって、先輩、後輩と一緒に遊んだりという場があったんだけど、今それはできにくいよねというお母さんたちがよく言っている。だから、そういう意味でも居場所というのがバーチャルの中でもいいし、町の中にあればいいなと思います。

学校の先生と校内教育支援センターのスクールカウンセラー、教育委員会の相談室などで、今おっしゃったように連携していらっしゃるんでしょうけれども、そこで把握した案件を持ち寄って、総力で問題解決に取り組んで、児童や保護者に対し最善の策を講じる、タスクフォース的な組織の仕組みで実行されていると思います。そういう意味でおっしゃったんだと思います。

学校だけの問題ではなくて、教育委員会、町執行部、そして、町民も含んだ町全体の問題と意識すべきだと教育長がおっしゃいましたが、そのとおりだと思います。そのためにも、学校いじめ防止基本方針を多くの人が理解するために、これも公表すべきだと思います。

この3月は、春休みの後、学校に行くのがつらいと思う子が増えるそうです。河津町の各相談窓口をはじめとして、静岡県の子供SOSダイヤルとかLINE相談の窓口とか案内されるとよいと思います。ちょっと悩んだことは、気軽に相談できるようなところだと教育長おっしゃるように、未然に、大きな問題になる前に防げるんじゃないかと思っています。

では、次の質問に移ります。

障害者福祉施設について伺います。

賀茂地域で障害者福祉関係で大きく貢献してくれている伊豆つくし学園さんが今期で障害者児童の受入れを終了します。具体的には、通所で現8人のお子様たちが利用しているとのこと。このことは、障害児本人と保護者にとって、非常にインパクトが大きい。役場は代替的な対策を検討し、支援体制を賀茂郡の市町と連携して進めるとのことでしたが、これはどうなりましたでしょうか。

障害者施設の賀茂地域内の分布を見ると、河津町だけが障害者施設が何もないのではないのでしょうか。遠い昔に七滝のずっと奥のほうに障害者の保護者が中心になって運営していた施設があったと聞くが、今は何もない。河津町には、何らかの障害を持つ人は、身体で249人、知的障害が69人、精神障害29人の方がいらっしゃいます。ほかの市町に今までもこれからおんぶにだっこでよいと思っていますか。町の品格や価値に影響があると僕は思います。

河津町だけ障害者施設がないことに対し、町長はどのように感じ、その方向性やお考えをお願いします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 町の障害者福祉支援施設に関する考え方の1つ目、町内に障害者施設がないことに対する町長の考え方ということでお答えをさせていただきます。

伊豆つくし学園の障害児入所の中止については残念であります、長年にわたり地域の障害児を受け入れてきた社会福祉法人として福祉サービスを持続させていく上での苦渋の判断であったと思います。出生数が減っていくことで施設利用者の減少、また、障害福祉施設で働く人や有資格者の確保といったことも難しく、これも今回のつくし学園の障害児受入れ中止の大きな要因とも聞いております。

入所されていた8名については、施設と静岡県とで新たな入所先への移行ができたと同っております。

また、施設がないことへの考えですが、施設整備などは圏域で策定しております賀茂地区障害者福祉計画とも関連しておりますので、河津町単独での障害者関連の施設を建設するという考え方ではなく、圏域の中で必要とされるのであれば、考えていく必要が生じると思います。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 3番、北島正男議員。

○3番（北島正男君） つくし学園の8人の子供たちはよかったと思いますけれども、障害のある子というのは、場所が移ると非常に不安定になるというのもあって、それを克服してくれば良いと思いますけれども。

もちろん僕言っているのは、簡単に施設ができるとは誰も思っていないし、町単独で直接やれるとも思わないんですけれども、東伊豆町のように土地を提供して、福祉法人に来てもらった例のように、土地の提供や閉校した小学校の一部の活用や、最近注目されている農福連携で、農地を提供して働く、稼ぐ福祉施設とか今ちょっと多いんですけれども、そういうものをやらないではなくて、どうやったらできるかということを考えていきたいと思いますし、賀茂地域の連携という中で、町長も必要になればということをおっしゃってくれたので、少し安心しております。また、そういう機会があったらぜひとも考えていただけるかと思います。

続いて、もう一つ、河津町社会福祉協議会の「社協だより」によると、歳末たすけあい運

動での募金の使い道の一部として、民生児童委員さんなどを通じて、今回お配りした方々は、在宅で頑張っておられる重度心身障害の方々と遠くの福祉施設で暮らす人と、そこに自立を目指して通っている人たちが今年の対象になりました。今年の対象になった方々だけでもたくさんいらっしゃいます。河津町役場と社会福祉協議会は、障害者と保護者に対し、入所、通所の情報やあっせん、紹介などちゃんとやってくれています。

障害者就職相談会も頻繁に開いてくれています。役場の障害者雇用率は、ほかの市町と違って、ちゃんと達成しています。料理教室、旅行、イベントも民生児童委員さんやボランティアさんの協力で実施しています。障害者アートのレンタル事業にも協力的、障害者が関わった製品の優先購入や河津桜まつりでのそのような製品のPRと販売に協力しました。

有事の際は、福祉避難所もちゃんと考えてくれるなどなど、河津町は障害者に対し、理解や協力度合いは高いと思いますが、残念ながら、河津町には施設がない。役場のご担当の皆さんももどかしさがあるのではと思います。

先ほど町長は、現在河津町では難しいけれども、そういう必要性がどんどん生じていけば考えますとお答えされていましたが、今後、障害者福祉施設の設置について議論を進めたり、可能性を探るような業務遂行が可能か、それさえも困難を極めることなのか、お尋ねします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 2問目の福祉法人や福祉事業者が障害者施設を開設するための条件や可能性と困難が生じることがあるかということでもいいんですかね。

北島議員のほうに回答したいと思います。

河津町単独での障害者施設等の計画はありませんが、民間等が開設する場合、今後の業務の進め方などについては、担当課長より答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから今後の業務の進め方ということで、回答させていただきます。

まず、今回の件で障害児の入所施設が賀茂圏域でなくなったことは事実でございます。様々な要因があると認識しています。

その上で、先ほど町長も述べましたように、町単独としては、福祉法人で新たなサービスを展開するような施策は、現在のところ考えておりません。需要なども考慮しまして、難しい状況にあると考えております。

ただ、今後の動向といたしましては、今回の件も含めまして、県としては、賀茂及び熱海、

伊東圏域における障害児支援体制の確保に向けたプロジェクトチームというものを既に設置しております。こうした動きと併せまして、障害児福祉サービスを今後どういうふうに展開していくのか、また、補完していくなどということを展開していくようになると思いますので、そういった動きと合わせて私たちは考えていきたいと考えております。

また、私としましては、今後社会福祉サービス、障害者福祉のみならず、今後サービスを維持する上でも各種法人の存続や経営については、だんだん厳しくなっていることも認識しておりますので、そういったことも注視しながら、県の動向と併せて考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 3 番、北島正男議員。

○3 番（北島正男君） 分かりました。

なかなかいい動きをされていると思いますし、僕はもちろん知らなかったのですが、県として賀茂地域、伊東、熱海、その辺で、そこは多分障害者に薄い地区だということだと思わなすけれども、県としての動きに河津町の福祉介護課も並走するという事で、とてもいい、頑張っていただきたいと思ひますし、いろいろ今後も注視していくということで、いろいろまだそういうヘルパーとか従業員の確保なんかも難しいという話も町長もありましたけれども、何かそれを覆す、それを越えてでもやってもらいたいというような気持ちが僕にはあります。

福祉介護課の課長さんは、障害者にも非常に詳しくていらっしやいますけれども、福祉法人や福祉事業者と情報交換することなどから実行してほしいと思ひます。河津町に住む障害のある方々が住み慣れた場所で暮らせて、自立のために遠くまで通わなくてよくなればうれしいことです。以前この場で話しました親なき後、障害を持つ子供の将来への不安、親より子供が先に死んでほしいとまで言わせる保護者の憂ひが少しでも軽減されることを願ひます。共生社会の時代に向かつて河津町は障害者に寄り添う姿勢を今以上に見せてほしいと思ひます。

前段で話したいじめや不登校に遭っている子供たちも今の教育委員会さんの回答のように、それが徹底していければ、少しでも減って、悲しい思ひをする子が減れば、これほどいいことはないと思ひます。どうぞよろしく願ひします。

質問は以上です。

○副議長（桑原 猛君） 3 番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました２番、正木誠司議員の一般質問は明日４日に行います。

◎散会の宣告

○副議長（桑原 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 ３時１５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 4 日（水曜日）

令和 8 年河津町議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 6 議案第 12 号 河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 13 号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 14 号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 15 号 令和 5 年度河津町防災情報伝達システム（60MHz 帯同報系防災行政無線）整備工事変更請負契約について
- 日程第 10 議案第 16 号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 17 号 田中多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 18 号 逆川集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 19 号 下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 20 号 谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 21 号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 22 号 見高多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 23 号 泉奥原集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 24 号 川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 25 号 大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について

日程第20	議案第26号	下佐ケ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
日程第21	議案第27号	筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
日程第22	議案第28号	基幹集落センターの指定管理者の指定について
日程第23	議案第29号	河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について
日程第24	議案第30号	泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について
日程第25	議案第31号	デイサービス施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第32号	沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について
日程第27	議案第33号	豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第34号	谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について
日程第29	議案第35号	河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について
日程第30	議案第36号	七滝駐車場の指定管理者の指定について
日程第31	議案第37号	静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
日程第32	議案第38号	令和7年度河津町一般会計補正予算（第8号）
日程第33	議案第39号	令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第34	議案第40号	令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第35	議案第41号	令和8年度河津町一般会計予算
	議案第42号	令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
	議案第43号	令和8年度河津町土地取得特別会計予算
	議案第44号	令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算
	議案第45号	令和8年度河津町介護保険特別会計予算
	議案第46号	令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第47号	令和8年度河津町水道事業会計予算
	議案第48号	令和8年度河津町温泉事業会計予算

出席議員（9名）

1番	福 沢 宏 幸 君	2番	正 木 誠 司 君
3番	北 島 正 男 君	4番	桑 原 猛 君
5番	渡 邊 昌 昭 君	6番	遠 藤 嘉 規 君
7番	上 村 和 正 君	9番	稲 葉 静 君
10番	宮 崎 啓 次 君		

欠席議員（１名）

８番 渡 邊 弘 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町 長	大 川 良 樹 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	島 崎 和 広 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	平 川 直 也 君	福祉介護課長	中 村 邦 彦 君
産業振興課長	稲 葉 吉 一 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	友 田 佳 伸 君	水道温泉課長	飯 田 吉 光 君
教 育 委 員 会 長	土 屋 勉 君	会 計 管 理 者 長	土 屋 典 子 君
事 務 局 長		兼 会 計 室 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 本 博 雄 書 記 土 屋 翔

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○副議長（桑原 猛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。欠席議員は1名で、定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（桑原 猛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○副議長（桑原 猛君） 日程第1、一般質問に入ります。

なお、質問は一問一答とするか一括質疑とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は一問につき3回、質問の時間は答弁を含め60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は次の順序により、これを許します。

2番、正木誠司議員。

◇ 正 木 誠 司 君

○副議長（桑原 猛君） それでは、2番、正木誠司議員の一般質問を許します。

2番、正木誠司議員。

〔2番 正木誠司君登壇〕

○2番（正木誠司君） 皆さん、おはようございます。2番、正木誠司です。

令和8年第1回定例会の開催に当たり一般質問の通告をいたしましたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

私の質問は、次の3件になります。1件目、小学校の水泳授業について、2件目、巡回投票所の運用について、3件目、観光・防災アプリの導入について、以上3件につきまして町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まずは1件目、小学校の水泳授業についてお伺いいたします。

河津町における小学生の水泳授業については、昨年度は河津小学校のプールの破損により下田市の敷根公園温水プールにて実施するということとなり、令和7年第2回定例会において使用料や児童の移動のためのバス代等を補正予算として計上、議会の可決を経て敷根公園温水プールで授業が行われました。その際に同僚議員から、敷根のプールを使うのは今回だけなのか、今後は河津小学校のプールを修理するのかという質問に対し、今年度使った結果について先生などから安全に授業ができるか等のヒアリングを行い、来年度以降の対応について検討していくとの回答がありました。当然、来年度以降も小学校の水泳授業は行われると思うんですけども、今年度中に河津小学校のプールについての修理を行ったというようなこともなく、また、近い将来においては小中一貫校についての話もあることから、あと数年しか使わないかもしれない既存の河津小学校のプールを改修して使うというコストと、ほかに安全な授業を行うことができる町外の設定を借りての授業というコストを比較した結果から、来年度以降も下田市の敷根公園温水プールでの授業とすることに決定したのだろうと、安全とコスト意識を踏まえた判断であるんだろうなというふうに私自身思っております。

そのような中、2月13日の伊豆新聞において下田市の敷根公園温水プールについては、運営する指定管理者の撤退が決まり、令和8年4月からは下田市の直営化が決まったとの報道がありました。また、記事の中では、コンクリートの剝離等の施設の老朽化や機械設備も修繕を重ねて使用しているなどの長寿命化対策の検討が必要との記事もありました。下田市としても小中学校の授業に使用して、また民間のスイミングスクールとしても使用して、現在年間で約3万7,000人の利用実績があることから、直ちに使用中止とするとは載っていませんでしたし、安全対策を行いながら使用していくことと思われます。

あわせて、令和８年度中に施設の劣化状況を調査して、改修、改築、規模縮小、廃止など複数案についてメリット・デメリット、また費用の試算などを示した上で長寿命化計画案を作成して、市民の意見を求めながら絞り込んで最終的な事業計画を策定する方針であるとのことでした。

町としては、来年度も小学校の水泳授業を敷根公園温水プールで予定していると思いますが、もし下田市の調査によりプールが使えないとなった場合、どのように対応するのか。また、来年度は使えたとしても、下田市の計画でいくと、令和９年度以降は改修工事等で使えないことも予想されます。将来的にどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 正木誠司議員の１問目、小学校の水泳授業についてということで、その１、敷根公園プールが使用できない場合の対応についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

小学校の水泳授業をどうするかというご質問で、令和７年８月３０日の静岡新聞、伊豆新聞の記事によりますと、先ほど議員もおっしゃっていましたが、令和８年度は下田市振興公社が運営を行う。令和９年度より下田市が直営とする方針を決定したとあり、また１０月２９日の同新聞の記事によりますと、市長より下田市公共施設利用促進協議会へ諮問していた指定管理の１年間の延長については、妥当との答申があったとのことでした。さらに、私も下田市の議員へこの内容を確認したところ、内容は新聞記事のとおりということでしたので、特に河津町としての学校の授業の変更というものはないものと認識しております。

今ほど、議員が下田市の判断がということをいただいたんですけれども、それは今の時点でははっきり私どもとしては回答申し上げることができないと思うんですけれども、やっぱりその場その場の対応が必要だと思うので、これまだ出されていないものを回答しろと言われても、ちょっと私としては答弁のしようがありません。

詳細については、教育委員会事務局長から答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私から、詳細について答弁させていただきたいと思います。

河津小学校のプールにつきましては、大プールのほうが老朽化のため使用できないため、今年度より４、５、６年生については下田市の敷根公園温水プールを使用して水泳の授業を行いました。議員のご指摘のとおり、現在、敷根公園屋内温水プールにつきましては下田市

振興公社が指定管理を受けて運営しておりますが、町長の答弁にもございましたように、令和9年4月から市直営となる方針が示されております。管理形態が変わり、様々な合理化が検討されることを考えておりますが、当面、施設廃止の方針が示されていないことから、来年度以降も引き続き使用させていただくことを考えております。

下田市の多くの小学校も敷根公園屋内温水プールを水泳の授業で使用していることから、下田市の教育委員会とも情報を共有させていただきながら、スケジュールの調整ですとか対応を検討していきたいと考えております。

○副議長（桑原 猛君） 2番、正木誠司議員。

○2番（正木誠司君） ありがとうございます。

私もこの新聞記事を読んで、本当に今年から使い始めたこのプールがこういう形でもって将来的にちょっとどうなるか分からないという記事を読みました。また、小学生の父兄から今回やはり伺ったのは、下田のこのプール、本当に大丈夫なのかなというような不安の声もありました。先ほど私言いましたように、記事の中でコンクリートの剥離があったりとか、そういうちょっとというところが見られるという中で、安全な授業ができるかなというようにところを危惧する声もありましたので、今後、町としてどのようにやっていくかという形での質問をさせてもらったんですが、やはり今、町長言ったように、なかなか先のことは下田市さんのほうが決めてからの対応ということになると思いますので、今後は下田市さんと連携して、安全な方向での授業ができるような取組という形でもって進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2件目、次に、巡回投票所の導入についてお伺いいたします。

各種選挙の投票については、昔は決められた1日だけの投票日しか投票ができないような制度でしたが、不在者投票制度などを経て、現在では期日前投票ができるようになり、平日の昼間や仕事が終わってからの夜8時まで投票ができるようになりました。河津町においても多くの方が役場で期日前投票を行うようになりました。ちなみに数字を私が調べたところ、この令和8年2月8日行われた衆議院選挙ですと、河津町の投票率は61.4%、期日前投票率が45.2%、投票した人の約73.6%がもう期日前投票での投票。令和7年7月20日に行われた参議院選挙においては、投票率59.3%、期日前投票率が42.3%、やはり投票した人の約72.3%が期日前投票ということで、もう本当に約4分の3ぐらいの方が期日前投票で行っているというような実態があります。

それも踏まえまして、河津町では令和7年7月の参議院選挙より投票所の見直しが検討され、町内9か所の投票所が現在5投票所に集約されました。併せて、町では投票所が遠くなった町民の方を対象に、新しい投票所までの送迎の手段と一緒に講じております。以前、私、全協の際だと思うんですが、投票所までの送迎件数を伺ったところ、ゼロ件であるというような回答をいただいております。

今回改めてになりますが、投票所の集約がされた2度の国政選挙がありましたが、町民の方から役場や選挙管理委員会に投票所の集約について何かしらの意見や要望が届いているかについてお伺いしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 正木誠司議員の2問目、巡回投票所の導入についてということで、そちらの1番目の昨年度から町内の投票所が集約されたが、町民からの意見が出ているかということに対して答弁を申し上げたいと思います。

選挙における住民の投票する権利は、民主主義の根幹を成すものであり、その縮減は慎重に検討すべき問題であると認識をしております。しかしながら、投票立会人や職員の確保など運営体制の維持や経費の問題なども出てきており、数年前より選挙管理委員会で検討し、行政連絡委員等の意見なども伺いながら現状の状況になっていると聞いております。

河津町の実態からいきますと、期日前投票が非常に多く、先ほど議員も申ししていたとおり、4分の3近くが期日前投票ということで、当日投票が本当に少ないなどの現状もあると聞いておりますので、詳細については担当課長のほうから答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから投票の状況について少し説明をさせていただきます。

まず、投票所が今9か所から一応5か所となりまして2回の選挙を行っております。令和7年7月20日の参議院の通常選挙、それから令和8年2月8日の衆議院の総選挙と2回の選挙を実施しております。そうした中で、投票所を集約したことに伴い、町民からの意見といったことに関しては、特に意見というものは聞いてございません。また、投票の状況につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、期日前投票がかなり進んでおりまして、令和7年7月20日の参議院議員の通常選挙のほうにつきましては、投票した割合の73.20%が期日前投票、それから衆議院議員の総選挙のほうにつきましては、投票者全体の73.94%が期日前投票ということで、期日前投票が本当に伸びている状況でございます。また、投票所に

行けない方の対応として、一応送迎車の手配もさせてもらいましたが、特に利用者はなかったということでございます。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 2 番、正木誠司議員。

○2 番（正木誠司君） ありがとうございます。

今回利用者ゼロということと、また、様々な意見というものが出ていないということについて承知いたしました。

実は、私の住む見高入谷区については、今回のもともとの投票所が廃止になり、今までは見高入谷農村会館での投票だったのが、長野区にあります防災拠点施設に集約されました。昨年 9 月になりますけれども、7 月の参議院の通常選挙の後に敬老を祝う会の席で多くの高齢者の方と話ししたときに、投票所がやはり遠くなったもので、行くのが大変だから元に戻してもらえないかというような意見を伺いました。ご存じのように、もし見高入谷から行くとなると、歩いて行くとなると、本当に国道を通るような形になったり、また言ってきた方が、皆さんが高齢者であり、運転免許を返納された方ですとか、独り暮らしの女性の方で移動手段が本当にもう自分の足しかないような方ばかりでした。人によっては歩くと往復で、もう本当に 3 キロ、4 キロという方もおまして、私としても、そのとき 9 月でしたので、そのときには、もし投票に行くに当たっては町の移動支援の予約をしてくれ、もしくは、また近所の方で投票に行く方がいれば、その方に一緒に乗っけていってもらって投票してもらえませんかということでもってお願いをいたしました。

先ほど町長のほうからも、投票行動をちゃんと全員が投票行動できることは非常に重大なことだというお話もありまして、やはり私も一番危惧しますが、投票したかったけれども投票所が遠くなったので行けなかった、行かなかったというようなことがあったり、また移動支援についても、移動支援の時間というのが決まっていて、たまたまその時間では行けないから投票しなかったよという、そのようなことが理由で投票をやめてしまった町民がいなかについて、非常に危惧しております。

そこで、これは一つの提案という形になるんですけれども、南伊豆町では臨時の期日前投票所を複数の地区で巡回しながら開設して、投票所が遠くなった高齢者に対して投票する機会を増やしているというような記事を見ました。これは、高齢者にとっても非常に好評を得ているというような内容も載っておりました。どのような方法でもってその巡回の投票所というものを、期日前投票所、これをやっているかというのは詳細については私も分かりませ

んけれども、現在行っている選挙日当日の移動支援と併せて期日前投票期間中に臨時の期日前投票所を各地域でもって開設することにより、投票できる機会を増やすことが河津町でもできないだろうか伺いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 正木誠司議員の2つ目、南伊豆町では巡回投票所を運用して好評だと伺った。河津町においてもどうかなという質問かと思います。

お答えしたいと思います。南伊豆町では、地形的な面で当町とは大きく違っていると思います。南伊豆町というのは6か村と言われていて、これちょっと調べたんですけれども、三浜地区、三坂地区、南崎、竹麻、下賀茂、南上と6か村がまとまって南伊豆町になったということで、結構地形的にもかなり分散しておりまして、そういう中で投票所を持たないところを補完するために一応その巡回をやられているということで、選挙管理委員長に直接電話をしてちょっと伺ったんですけれども、そういうかなり河津とは地形とかそういう現状が異なっている。そういう中での対応ということで、選挙管理委員長のほうからも私も伺いました。

本当にうちの町と、下賀茂まで片道40分かかるとか、そういう地形的なものがあるのか、うちのほうは、本当にそういう中で期日前投票の投票が本当に多くなっていて、また、それに対しても先ほど議員も担当課長も申ししておりましたけれども、送迎車を一応出してその対応はしておりますので、そういう対応策の中でまだご利用いただいていないのが現状なんで、そういったものをぜひ利用していただけるような、議員のほうからもご案内をぜひしていただければありがたいと思います。

それと選挙管理委員会の考え方もあると思いますので、詳細については担当課長から答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、巡回の投票所の関係ということでございますが、多分期日前投票における巡回投票所ということだと思われませんが、こちらのほうにつきましては、一応選挙管理委員会のほうにも確認を取りました。そうしたところ、河津町の期日前投票率は県全体の期日前投票率を大きく上回っており、期日前投票の手軽さや便利さが浸透しており、現状の保健福祉センターでの期日前投票でよいとの意見をいただいております。

巡回で投票を可能とする場合につきましては、二重交付防止の対策などを考慮しなければならなくなり、現状の体制で行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 2 番、正木誠司議員。

○2 番（正木誠司君） 回答のほうありがとうございました。

なかなか数字を見ると本当に期日前投票も多くて、河津町においては本当にいろいろな投票機会、今もやっているというようなことが分かりましたが、やはり私は先ほど言ったように危惧しますのは、どうしても先ほど言ったように免許返納して車もないよ、本当に独り暮らしでもってなかなかちょっと歩くだけの方というところの町民もいると思います。今現在そういうご意見等はないというふうに伺っておりますので、今後はやはりそういう意見等を募集なり集約なりするか、もしそういう意見が多く上がってくるようでしたら、例えば期日前投票のときに移動支援を増やすとか、やり方はいろいろあると思いますが、ぜひ町民の皆さんの投票機会、こういうものを確保する策を講じてほしいと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、3 問目の質問に移ります。

最後の観光・防災アプリの導入について質問させていただきます。

昨年11月に大川町長が就任され、新たな河津町が出発するに当たり、町長から6つの重点施策を上げていただきました。河津町の官民が一体となり同じ方向に進んでいくためには、町長がどのように考えているのか、思っているのかをまず最初に上げていただいたことは非常によいと思いましたし、我々議会議員にとっても一つの指針になるものだと私は思います。

また、我々議員も1月に発行した議会だよりの中で、議員それぞれが自身の目標を発表しており、その中で私は、河津町へ多くの人に来てもらうということを掲げさせていただきました。この目標を町長が掲げた施策に当てはめると、稼ぐ自治体の体制づくりになるんじゃないかと私は思います。河津町の主産業は観光業であると思いますし、そのためには多くの観光客の方に来てもらって宿泊してもらって、町内で飲食をしてもらい、お土産を買ってもらう。観光客の方の人数が増えれば、おのずと町内で落としてくれる金額も増えますし、町長が導入を目指している宿泊税や入湯税についても増えてくると思います。まず、そのためには、この河津町を知ってもらうということが非常に重要になると思います。どのような方法でこの河津町をPRしていくかが肝になってくると思います。

現在、取っている手段を何点か挙げてみますと、観光協会さんや各旅館さん等は、昔からホームページを作成してPRをしたり、またLINEを使ったPR方法なんかもあると思い

ます。これはＪＲ東日本さん、東急さん、伊豆急さんが共同運営している伊豆ｎａｖｉというのがありまして、ＬＩＮＥの観光のほうの案内なんですけど、私も登録して何かいろいろと見ております。最近では、日本各地の観光地や自治体が観光アプリを導入することが全国で増えております。また、インバウンドの対応として多言語対応のアプリも導入が進んでおります。河津町でも河津桜まつりの３割から４割は外国からのお客様と言われていて、近年では年間を通して河津町へ訪れる外国人の方も増えていると思いますが、まだまだインバウンドへの対応ができていないのが実情ではないかと思っております。また、昨年夏にありましたカムチャッカ地震発生に伴う津波警報が出されたときには、多くの外国人の方からの問合せがあったはずで、町内の観光関連産業の方は対応に苦労したのではないかと思います。

そこで、日常的には多言語に対応して使うことができる観光ナビという形で使えて、災害時には即時に多言語で情報周知ができるようなアプリの導入ということができないでしょうか。現在導入されている他自治体のアプリを見てみると、観光のアプリでもってそういう防災情報とかそういうことも対応できるようなアプリというのは、私が見た限りでは今のところないんですけれども、こういうものを入れることによってほかの観光地と比較して誘客の差別化を図ることができないか、可能かどうかについてお伺いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 正木誠司議員の３問目、観光防災アプリの導入についてということで、その１、日常使いは観光アプリにて、災害時には情報ツールとしての役割の観光連携について、差別化ということで町で導入できないかという質問に対してお答えしたいと思います。

国ではSafety tips、このアプリは観光庁監修の下、日本国内における緊急地震速報や津波警報、噴火速報、気象警報、台風情報、熱中症情報、国民保護情報、避難情報等を通知する無料アプリで、訪日外国人旅行者向けに災害時に役に立つ様々な機能が入っているものです。日本語、英語、中国語等の14か国語、15言語で提供しているアプリがあります。また、静岡県公式アプリＴＩＰＳは、県内４つのエリアに分けており、西部、中部、東部、伊豆で分けをしておりまして、現在地の位置でエリア、フリーワードで検索できる観光スポットの検索をできるというアプリがあるそうです。その中で現在地から近い順に出してくれとか、同世代から人気の順にとか、閲覧が多い順にとか、静岡県のアプリでは表示ができるそうです。

国・県のアプリを活用していただければ、私は十分だと感じております。というのが、アプリ開発とかランニングの費用面などを考慮しても、町単独でそういうのを導入するにはか

なりの金額負担が発生すると感じております。どうなのでしょう、正木議員も実際旅行に行くのに、そういうアプリを入れてから旅行をされるのでしょうか。私も旅行が好きなのでよくするんですけども、実際のところ、そういうアプリを入れて調べてということをするかなというのは、ちょっと私はあまりぴんときなかつたものですから、まずはそういった既存の国・県のアプリがございますので、そういうのを活用していただければと私は個人的には考えております。

そのほか詳細については、それぞれの課長から答弁をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 防災関係につきましては、昨日の渡邊議員の質問でも答弁をさせていただきましたが、誘客の差別化になるかは不明ですが、今年度で整備が終了する同報無線デジタル化事業で、スマートフォンから同報無線の情報が取得できるアプリを導入いたしました。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 現在、観光情報を発信しているウェブ上のツールとしての説明をさせていただきます。

町のホームページのほか観光協会のホームページ、インスタグラムなど観光情報の発信を行っております。インバウンド向けの情報につきましても、ホームページは多言語表記対応しておりまして、また現在は翻訳アプリも普及しておりますので、そうしたツールで対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 2番、正木誠司議員。

○2番（正木誠司君） 回答ありがとうございます。

町長のほうから、私が旅行のときという形でもって今お伺いされたんですけども、実際ここ2年ぐらいですか、ちょっと旅行行ったときには、行く前にアプリ入れたりとかはしないんですけども、現地に行ったときにちょうどそちらの観光協会さんですとかいろいろなところのホームページを調べますと、例えば夜のお店があったりだとか、ちょっと知られていないような観光地が載っているようなアプリをつくっている町もありました。実際にその旅行期間中はアプリを入れて、いろいろ検索をして旅行をしたというような実績もあります、これは松本市のほうなんです。

今回このアプリ開発、町長言ったように、多額な費用がかかるということは十分承知の上でもって質問させてもらったんですけれども、実は覚えている方もいるかと思うんですけれども、今から約25年、26年前になりますか、伊豆新世紀創造祭ーチェンジ伊豆2000と銘打って、西暦2000年の1年間、伊豆半島全体が一つになり観光イベントを行ったことを私の年代くらいの方だったら覚えていると思います。そのときのイズノスケというカエルのキャラクターについては、何か今でもメルカリでレアキャラとして販売をしていたり、また伊豆半島をちょっとあちこち行ったときに、石に緑色のカエルを描いたイズノスケのキャラクターを描いたのが、今でも橋のたもとですとか、あと看板としてまだ残っているようなものを見かけることもあると思います。

そういう形で考えますと、こういう観光振興というのは、例えば、今、町長言ったように、町単独でやるとなるとすごく費用がかかるんですけれども、広域、例えば賀茂地域の1市5町の枠組みや美しい伊豆創造センター管内の16市町で、例えば今のアプリ等も導入して各自治体の開発費用の負担低減を図って、ほかの広域観光圏に先駆けて導入することができないんだろうか。これにつきましては、今すぐというわけではなくて、今後、町長がほかの自治体の首長さんとの打合せであったり会議であったりというときに声をかけてもらって、その場で提案するというようなときに提案したりもできないかということを含めてお伺いをしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 美伊豆さんのほうで開発したらどうかということで、そういう形の質問かと思います。

一応美伊豆さん、美伊豆は伊豆半島7市6町で構成されている法人で、観光のほうを特化するよということで13市町で観光のほうに、そこだけちょっと訂正をお願いしたいと思います。そういう中で、法人で一応観光DMOを目的とした観光地域づくりでありまして、法人としても一応、先ほど申し上げたとおり登録されております。地域の観光資源を活用して地域と協働して観光地域づくりを行っております。

正木議員のほうからの美伊豆さんでということだったものですから、ちょうど20日に美伊豆の常務がお見えになったので、その際に一応、私、直接確認しました。本来であれば理事会とかでどうなんですかということなのかもしれませんが、美伊豆のその方向性として、あと現在行っている形として今後どうしていくのかという部分で、特にインバウンドのお客様に対してということだったものですから、インバウンドのお客様に対してはKK d a

yとかKlookというアプリであつたりエージェントさんがあるんですけども、そちらのほうで対応しているということでした。KKdayは台湾が主ということで、Klookは香港を基点ということで、そういった対応をしているそうです。

なので、アプリ等を、先ほども私申し上げたんですけども、アプリの開発とかランニングコストを考えても、やっぱり美伊豆自体も独自でそういうものを持つより、既存のエージェントであつたり既存のアプリを活用していくほうがよいので、そういう方向で進んでいきますよということで、美伊豆では特にアプリ開発ということの考えはないそうです。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） 2番、正木誠司議員。

○2番（正木誠司君） 既存のアプリを今後も活用していくというような回答をいただきまして、やはりどうしてもコストとかそういうところの問題を考えますと、簡単においそれと開発できるものではないなというのは私も十分認識しております。現時点ではそういう形だと思ふんですけども、実際、先ほど言ったように、今、町でもDX化ということでいろいろ取り組んでいると思います。いろいろ私もDX化等について自分なりに調べてみますと、以前はパソコンを使つてのインターネットとかのDX化から、今は主流がこのスマホを使つてのいろいろなもう本当にパソコン代わりになっているのもスマホだと思いますので、そうなりますと、特にスマホですと、ふだん持ち歩いて観光のときにもぱっと使えるというような便利さもあつて、今後は本当にスマホを使つての観光の周遊とかが主になっていくんだろうなと思います。

また、ぜひ今回の、私、インバウンドのことも入れたのは、先ほどもちょっと言ったんですけども、いろいろふだんは本当に多言語対応のアプリでもってどんどん自分たちで回ってもらうことができるかもしれませんが、もし急に災害のことですとか、突発事態が発生したときに、やはり外国人の方が困ると、どうしてもどこかに問い合わせとなったときに、今後もしインバウンドの方が増えてくると、役場や観光協会さんへの問合せが多くなって、それこそ言葉が分からない中でもって、職員の方が皆さん本当に苦勞して対応するようになるんじゃないかと思ひましたもので、それなら本当に、今、町長がおっしゃいましたような、美伊豆さんが活用しているような全国的なアプリですとか、例えば私が調べたところ、トリップアドバイザーであつたりだとか、旅行会社がやっているマップルですとか、るるぶとかもアプリを持っていますので、そういうところへ例えばそういう防災情報を入れることができないか等の提案をしてもらつたりして、この河津町というところはこういうことをやって

いますよということを、そういうところの全国のアプリが例えば河津町だけというわけにいかないと思うんですね。そうすると全てのところが入ると思うんですけども、そういう形でもって、今後、新しいこのDX化の取組というものを続けていただきたいと思います。

最後になりますけれども、1点だけ、町長の所信表明についての感想としてお伝えさせていただきます。

12月の定例会において町長が掲げた6つの重点施策をこの場で町民の皆さんに伝えたとき、私、今でも一番心に残っているのがトライアンドエラーをおそれることなく進めていただきたいという言葉です。といいますのは、私が議員になって約3年半たつんですけども、その議員になった当初、この河津町の議会では、どこのほかの県内の議会も取り組んでいないSNS発信をしてはどうかという形でもって意見が出て、とにかくやってみようということでもって、私のほうが任されて進めてきた経緯があります。その中で、やはりその当時の遠藤議長または大川副議長、渡邊議会改革委員長をはじめとして、先輩議員の皆様がいてくれていろいろアドバイス、そういうことをしてくれたおかげで、私も本当にまだ初心者でもって議会の詳しいことも分からない中で進めてきたというふうに思いまして、今ではフェイスブックのみならずインスタグラムのほうも開設させていただいて、最初の頃は本当に閲覧数が100とか200、どうやってやろうかという形でもっていろいろみんなで話し合ったりもしました。現在では約700から800の閲覧数がもう平均となり、記事によっては2,000人からの方に見てもらえるようなSNSとなっております。

このトライアンドエラーというものに挑戦するときに、人はどうしてもエラーをおそれてしまうものだと思います。でも、エラーをしても助けてくれる、フォローしてくれる人がいて初めてトライできるんだと思います。町民にとって、また役場の職員の皆さんにとって最後のとりでとしてどっしり構えながら、そしてまた、かつ、先頭に立つという大変な立場であると思いますけれども、今後も大川町長、皆さんを引っ張ってもらって頑張っていただきたいと思います。我々も、是々非々の立場として議員としていろいろ意見を出させてもらいますので、今後もしよろしく願いますということを伝えて、私の一般質問を終わります。

○副議長（桑原 猛君） 2番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前 11 時 00 分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所、河津町笹原。

氏名、鈴木俊江。

昭和38年 8 月 4 日生まれ。

令和 8 年 3 月 3 日提出。

河津町長、大川良樹。

鈴木氏は62歳で現在 1 期目であります。大変精力的に人権擁護委員活動を行っており、引き続き委員をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦について適任とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第3、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町見高。

氏名、遠藤照之。

昭和21年8月9日生まれ。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

遠藤氏は1期目を平成29年3月8日に就任いたしまして、これまで継続して委員を務めていただき、令和8年3月7日までで3期目で終了いたします。人柄や人望も厚く、委員とし

て誠実、公正に務めていただいております、引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、任期は令和8年3月8日から令和11年3月7日までです。

同意についてご審議をよろしくお願いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 内容自体には特に何もないんですけれども、この文章の表現の仕方のところでちょっと気になったんですけれども、前の諮問第1号は推薦したい「ので」に対して、この同意第1号は選任したい「から」、「ので」と「から」という表現の違いなんですけれども、これ何か意図があるのでしょうか。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらのほうにつきましては、例年このような形を使っておりますが、推薦のほうについては、一応「ので」という形をさせていただき、逆に選任をするという町の行為でございますので、選任したい「から」という形の表現という形で例年どおりさせてもらっております。

○副議長（桑原 猛君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第 4、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したいので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）について。

令和 8 年 3 月 3 日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

令和 8 年 2 月 8 日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に伴う費用を専決処分による対応とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第 13 号。

専決処分書。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第 1 号。

令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,237万7,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 19 日。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14 款国庫支出金783万5,000円 3 項委託金、同額でございます。

19 款繰越金10万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計794万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費794万2,000円 4 項選挙費、同額でございます。

歳出合計794万2,000円。

次の 3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14 款国庫支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金783万5,000円 2 節選挙費委託金783万5,000円。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金でございます。

19 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金10万7,000円 1 節繰越金10万7,000円。繰越金でございます。選挙に伴う備品購入の 9 分の 4 が町負担となることから一般財源を充てるための繰越金を充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費4項選挙費6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費794万2,000円1節報酬151万8,000円、3節職員手当等308万5,000円、8節旅費7万8,000円、10節需用費71万8,000円、11節役務費158万2,000円、12節委託料11万9,000円、13節使用料及び賃借料28万3,000円、15節原材料費31万7,000円。

次のページをお願いいたします。

17節備品購入費24万2,000円。

これらの費用につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う費用でございます。

説明は以上です。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河津町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第５、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度河津町一般会計補正予算（第７号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 承認第２号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和７年度河津町一般会計補正予算（第７号）について。

令和８年３月３日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

この提案理由でございますが、本件につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施することに伴う補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第21号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第２号。

令和７年度河津町一般会計補正予算（第７号）。

令和７年度河津町一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,148万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,385万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月29日。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金1億3,659万7,000円2項国庫補助金、同額でございます。

19款繰越金1,488万3,000円1項繰越金、同額でございます。

歳入合計1億5,148万円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費6,874万7,000円1項総務管理費、同額でございます。

3款民生費686万9,000円1項社会福祉費510万円、2項児童福祉費176万9,000円。

4款衛生費167万5,000円1項保健衛生費、同額でございます。

6款商工費5,318万円1項商工費、同額でございます。

9款教育費2,100万9,000円1項教育総務費664万7,000円、6項保健体育費1,436万2,000円。

歳出合計1億5,148万円。

次の3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金1億3,659万7,000円1節総務管理費補助金1億3,659万7,000円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,488万3,000円 1 節繰越金1,488万3,000円。繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

提案理由につきましては、述べたとおり、今回の補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。

款、項、目、補正額、節、事業について説明をさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 7 目企画費6,874万7,000円 1 節報酬57万6,000円、3 節職員手当等40万円、4 節共済費 9 万3,000円、10節需用費154万6,000円、11節役務費188万2,000円、12節委託料3,225万円。こちらの 1 節から12節までにつきましては、食料品等価格高騰支援事業として町内で使用できる商品券を 1 人5,000円分、全町民に配布をするものでございます。18節負担金、補助及び交付金3,200万円、水道料金負担軽減事業として水道料金 1 回分の補助を行うための費用でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費510万円18節負担金、補助及び交付金510万円。福祉施設等給食費支援事業として物価高騰に伴う福祉施設への給食費価格転嫁を抑制するための費用として補助を行うものでございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費176万9,000円18節負担金、補助及び交付金176万9,000円。保育園児等給食費支援事業として給食費へ補助を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費167万5,000円18節負担金、補助及び交付金167万5,000円。水道料金負担軽減対策として簡易水道組合へ補助を行うものでございます。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費4,668万円18節負担金、補助及び交付金4,668万円。プレミアム商品券補助事業が3,558万円、プレミアム工事券補助事業が1,110万円でございます。3 目観光費650万円18節負担金、補助及び交付金650万円。宿泊施設等支援事業補助金として町内宿泊施設利用者に対し特産品を送付するものの補助を行うものでございます。

計5,318万円。

9 款教育費 1 項教育総務費 3 目学校教育振興費664万7,000円18節負担金、補助及び交付金664万7,000円。学生等通学費補助金でございます。幼小中、全額、それから高校生については 2 分の 1 の補助を行うものでございます。

6 項保健体育費 3 目学校給食費1,436万2,000円18節負担金、補助及び交付金1,436万2,000

円。学校給食費支援補助金でございます。給食費１年分の支援を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

２番、正木誠司議員。

○２番（正木誠司君） ２点ほどちょっと確認だけさせてください。

今回の補助金の中で商品券の配付についてはなるべく早くという形でもって専決ということとをされたと思って伺っております。実際に今現在行っていると思うんですけれども、年度内の配布に向けて順調に進んでいるのでしょうかということを１点。

もう一点が、学生等通学補助金の中でもって、高校生の通学費補助、これ２月中に申請という形でもって各学生さんたちに発信しておりましたが、対象の方々が全員がちゃんと申請されているかどうか、もし把握しているようでしたらよろしく願いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 商品券の配布のほうなんですけれども、ちょっと郵便局のほう結構手間取る感がありますけれども、19日を最終配達、依頼日というか３月19日には全部うちのほうからは郵便局のほうに依頼する予定で今、段取りを組んで実施しております。

○副議長（桑原 猛君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 私のほうから、高校生の通学費補助の申請の関係について答弁させていただきます。

今年度の申請につきましては、締切りをしまして、現在、申請内容について精査をしているところです。全員がということなんですけれども、対象の特定というのがなかなか難しい部分もありまして、そこでの突き合わせは行っておりませんので、申請のあった方について申請内容を審査しているところでございます。

○２番（正木誠司君） ありがとうございます。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河津町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第6、議案第12号 河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第12号 河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第12号 河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）によって創設された乳児等通園支援事業を実施するに当たって、国が定める基準を基に、その設備や運営に関する基準について条例を整備する必要があったためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

定例会資料の1ページをお願いいたします。

議案第12号関係資料でございます。

1 としまして、条例制定の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布され、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。事業を実施するに当たっては、その設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に、市町村が条例で定めることとされまして、河津町においても令和8年4月から事業を実施する体制を整える必要があることから制定するものでございます。

2 です。こども誰でも通園制度とはということで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず利用することができる通園制度です。利用につきましては、月一定時間枠内で、時間単位で柔軟に利用が可能となる予定です。

一時預かり制度を今行っていますけれども、その制度の関係性でございます。こども誰でも通園事業につきましては、目的にありますように、保護者のために「預かる」のではなく、家庭にいただけでは得られない様々な体験を通じて、こどもの育ちを応援するというものです。一時預かり制度につきましては、保護者の立場、条件等の必要に対して対応するものでございます。

制度としましては、こども誰でも通園事業につきましては、先ほども言いましたように、令和8年度から全国どの自治体でも共通で実施される給付的な制度でございます。一時預かり制度は、町が実施する町の独自の制度でございます。

3 です。今後の予定です。

本条例の制定後、事業の実施主体であります町が、適切に事業を実施できると認められた事業所の認可を行います。その際、子ども・子育て会議への意見聴取を行う予定でございます。

それでは、議案にお戻りください。

議案でございます。

第1章 総則です。

趣旨としまして第1条、最低基準の目的としまして第2条、用語の意義としまして第3条、最低基準の向上としまして第4条、設備及び運営の水準の向上としまして第5条、次ページです。乳児等通園支援事業者の一般原則としまして第6条、非常災害対策としまして第7条、安全計画の策定等としまして第8条、次ページです。自動車を運行する場合の所在の確認としまして第9条、職員の一般的要件としまして第10条、職員の知識及び技能の向上等としまして第11条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準としまして第12条、利用乳幼児に対する平等取扱いの原則としまして第13条、虐待等の禁止としまして第14条、次ページです。衛生管理等としまして第15条、食事としまして第16条、運営規程としまして第17条、帳簿の整備としまして第18条、秘密保持等としまして、次ページの第19条、苦情への対応等としまして第20条です。

第2章 乳児等通園支援事業。

第1節、通則です。

乳児等通園支援事業の区分としまして第21条、設備の基準としまして第22条、施設の基準がありまして、2ページをめくっていただきまして、職員としまして第23条、乳児等通園支援の内容としまして第24条、次ページです。保護者との連絡としまして第25条。

第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業です。

設備及び職員の基準としまして第26条、準用としまして第27条。

第3章 雑則です。

電磁的記録としまして第28条。

附則です。次ページお願いいたします。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上が説明でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2 番、正木誠司議員。

○2 番（正木誠司君） この事業を進めるに当たりまして、現在、町のほうで認可を考えている事業所というものはどこか分かれば教えてください。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） 現在、認可としては基準がおおむね整っていますわかば保育園を第2節にありました一般型ではなく、第3節にあります余裕活用型の乳児等通園支援事業として行っていく考えでございます。

○副議長（桑原 猛君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 河津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第7、議案第13号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第13号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例（平成13年河津町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 議案第13号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由ですが、令和8年4月1日から河津バガテル公園の利用料金を無料化するため、また併せて、文言の一部を改正する条例改正です。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例（平成13年河津町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「当該指定管理者の指定の手続き」を「当該指定管理者の指定の手続」に改める。

第5条中「次に掲げる業務」を「、次に掲げる業務」に改め、同条第1号及び第2号中「こと」を「こと。」に改め、同条第3号中「薔薇」を「バラ」に、「こと」を「こと。」に改める。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで削除。

第11条を次のように改める。

第11条削除。

第12条中「若しくは」を「又は」に改める。

別表を削る。

附則。

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

なお、定例会資料２ページ、３ページに新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上です。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第８、議案第14号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第14号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団員等公務災害補償条例（平成8年河津町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 議案第14号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をするためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料の4ページをお願いいたします。

まず1、改正の経緯でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和8年4月1日から適用されることにより、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める、非常勤消防団員及び消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されるため、所要の改正を行うものでございます。

次、改正の概要です。

補償基礎額の改定となります。表をご覧ください。

階級と勤続年数で構成される表となっております。

金額を新旧で記載してございます。大体300円から500円ほどの増額となっております。

表の下の方印をお願いします。

階級は、事故発生日にその者が属していた階級を用います。

補償基礎額の改定は、一般職の職員の給与に関する法律の別表公安職俸給表が改定される

ことに伴い、所定の金額が改定をされております。

次に、扶養に係る補償基礎額の加算額の改定につきましては、第5条第3項関係としまして、扶養に係る補償基礎額の第1号を廃止し、第2号を第1号とし、加算額を383円から433円に改定することとなります。

米印です。

第1号の廃止については、令和6年法律第72号にて令和8年3月31日までの経過措置が定められており、その期間が終了するため廃止するものでございます。

そして、加算額は、給与法の扶養手当支給額を参考に算出しており、給与法の改正により扶養手当支給額が改正され、所要の額を改定するものでございます。

議案にお戻りください。

附則です。

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の河津町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた河津町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 若干、内容なんですけれども、5番、渡邊です。

資料のほうの改正の経緯、これに4行目かな、非常勤消防団員というのは分かるんですが、消防団の方ですから、と、消防作業従事者というのはどの辺の人を指しているのかちょっと分からないのかなと。自主防とかその辺を指すのか、それとも協力してくれた方とかその辺を指すのかとか、ちょっとその辺について説明をお願いします。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 消防作業従事者でございますが、議員のおっしゃるとおり、消防作業をしたところに実際にいらっしゃる方になりますので、自主防であるとか、自主防でなくてもそちらにいた方も含まれるものとなっております。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第9、議案第15号 令和5年度河津町防災情報伝達システム（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第15号 令和5年度河津町防災情報伝達システム（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事変更請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） それでは、議案第15号について説明をさせていただきます。

本案は、工事変更請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案でございます。

議案第15号 令和5年度河津町防災情報伝達システム（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事変更請負契約について。

令和5年度河津町防災情報伝達システム（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度河津町防災情報伝達システム
（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事
- 2 契約金額 変更前 4億8,494万6,000円
変更後 4億9,256万9,000円
- 3 契約の相手方 静岡県静岡市葵区黒金町59番地の7
株式会社国際電気 静岡営業所
所長 大木敬弘

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

内容について説明をさせていただきます。

本工事は、令和5年第2回臨時会におきまして議決をいただきました令和5年度河津町防災情報伝達システム（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事請負契約につきまして、変更契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な理由につきましては、屋外スピーカーを設置する交換柱40本を重機により施工予定していたところ、現場精査により4本が重機による施工が困難となったため人力施工に変更いたしました。この変更に伴い、部材4本をパンザマストに変更したため、工事費が増となりました。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号 令和5年度河津町防災情報伝達システム（60MHz帯同報系防災行政無線）整備工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第16号～議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第10、議案第16号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、日程第11、議案第17号 田中多目的集会施設の指定管理者の指定について、日程第12、議案第18号 逆川集会施設の指定管理者の指定について、日程第13、議案第

19号 下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について、日程第14、議案第20号 谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、日程第15、議案第21号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について、日程第16、議案第22号 見高多目的集会施設の指定管理者の指定について、日程第17、議案第23号 泉奥原集会施設の指定管理者の指定について、日程第18、議案第24号 川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、日程第19、議案第25号 大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について、日程第20、議案第26号 下佐ヶ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、日程第21、議案第27号 筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、日程第22、議案第28号 基幹集落センターの指定管理者の指定について、日程第23、議案第29号 河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について、日程第24、議案第30号 泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について、日程第25、議案第31号 デイサービス施設の指定管理者の指定について、日程第26、議案第32号 沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について、日程第27、議案第33号 豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について、日程第28、議案第34号 谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について、日程第29、議案第35号 河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について、日程第30、議案第36号 七滝駐車場の指定管理者の指定について、以上21件は指定管理者の指定についてでありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なき模様です。

よって、議案第16号から議案第36号までの21議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第16号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、議案第17号 田中多目的集会施設の指定管理者の指定について、議案第18号 逆川集会施設の指定管理者の指定について、議案第19号 下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について、議案第20号 谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、議案第21号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について、議案第22号 見高多目的集会施設の指定管理者の指定について、議案第23号 泉奥原集会施設の指定管理者の指定について、議案第24号 川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、議案第25号 大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について、議案第26号 下佐ヶ野コミュニテ

ィ防災センターの指定管理者の指定について、議案第27号 筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、議案第28号 基幹集落センターの指定管理者の指定について、議案第29号 河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について、議案第30号 泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について、議案第31号 デイサービス施設の指定管理者の指定について、議案第32号 沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について、議案第33号 豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について、議案第34号 谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について、議案第35号 河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について、議案第36号 七滝駐車場の指定管理者の指定について、以上、議案第16号から議案第36号まで、詳細については、担当課長より説明をいたします。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第16号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定についてを説明をさせていただきます。

議案第16号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について。

笹原コミュニティ防災センターの指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、笹原コミュニティ防災センター。

指定管理者所在地、河津町笹原83番地の3、名称、笹原区町内会。

指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

続きまして、議案第17号から議案第36号までにつきましては、議案番号と公の施設の名称、指定管理者の所在地及び名称を説明をさせていただきます。指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年としているものについては割愛をさせていただきます、それ以外の期間のものについて、指定期間を説明をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第17号をお願いいたします。

議案第17号、田中多目的集会施設、河津町田中187番地、田中区町内会。

次のページをお願いいたします。

議案第18号、逆川集会施設、河津町逆川、逆川区区長、彦山則幸。

次のページをお願いいたします。

議案第19号、下峰集会施設兼集出荷所、河津町峰、下峰区区長、土屋晶彦。

次のページをお願いいたします。

議案第20号、谷津コミュニティ防災センター、河津町谷津301番地の23、谷津区町内会。

次のページをお願いいたします。

議案第21号、長野地区防災拠点施設、河津町見高1264、長野区区長、島崎武光。

次のページをお願いいたします。

議案第22号、見高多目的集会施設、河津町見高2275、見高入谷区区長、平井重厚。

次のページをお願いいたします。

議案第23号、泉奥原集会施設、河津町梨本、泉奥原区区長、田嶋恒規。

次のページをお願いいたします。

議案第24号、川横婦人・若者等活動促進施設、河津町梨本、川横区区長、櫻田和也。

次のページをお願いいたします。

議案第25号、大鍋多目的集会施設、河津町大鍋、大鍋区区長、渡辺尚志。

次のページをお願いいたします。

議案第26号、下佐ヶ野コミュニティ防災センター、河津町下佐ヶ野、下佐ヶ野区区長、平川良彦。

次のページをお願いいたします。

議案第27号、筏場婦人・若者等活動促進施設、河津町川津筏場、筏場区区長、白井一史。

次のページをお願いいたします。

議案第28号、基幹集落センター、河津町田中212番地の2，上河津財産区。

次のページをお願いいたします。

議案第29号、河津町見高浜多目的広場、河津町見高、見高浜区区長、中村廣行。

次のページをお願いいたします。

議案第30号、泉奥原飲雑用水施設、河津町梨本、泉奥原簡易水道組合組合長、渡邊萬壽男。

次のページをお願いします。

議案第31号、デイサービス施設、河津町田中226番地、社会福祉法人河津町社会福祉協議会。こちらにつきましては、指定期間が令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。指定管理者からの申出により3年間とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第32号、沢田ねはん堂売店、河津町沢田278番地、沢田区町内会。

次のページをお願いします。

議案第33号、豊泉園地観光施設、河津町峰、峰温泉観光協会会長、長田雅彦。こちらのほ

うにつきましても、指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。指定管理予定者からの申出によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第34号、谷津温泉立ち寄り湯、河津町谷津301番地の23、谷津区町内会。

次のページをお願いします。

議案第35号、河津平安の仏像展示館、河津町谷津301番地の23、谷津区町内会。

次のページをお願いいたします。

議案第36号、七滝駐車場、河津町梨本、河津七滝観光協会会長、鈴木彰治。こちらのほうの指定期間につきましても、新たな指定管理者であることから3年間とさせていただき、令和8年4月1日から令和11年3月31日としてございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定委員会を令和7年11月4日及び令和8年2月2日の2回開催をしてございます。七滝駐車場につきましては、1回の審議でございましたが、事業実績等を審査していただき、また指定の設置の目的等を勘案し決定したものでございまして、指定に対し上程をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑は一括で行います。

質疑ございませんか。

2番、正木誠司議員。

○2番（正木誠司君） すみません、1点だけ確認させてください。

議案第34号の谷津温泉立ち寄り湯につきまして、私のほうの話を聞いたところによりますと今営業をしていないような形になっているんですけれども、今このままの形で指定管理をして、例えば、今後どのような形で運営するかとか、例えば、修理がかかったときはどうするかというような話については、今後話合いを行われるという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（桑原 猛君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 谷津温泉立ち寄り湯に関しましては、指定管理者選定委員会のときにもそういった意見がございました。現在、隣にあります民間の施設にかかっているシートですか、そこから何か黒い粉が降ってくるということで、それで支障が出ているということで休止をしております。ただそちらが解消されれば、今後はできますので、当然建物

の管理はしていただかなければなりませんので、そういった形で指定管理を行うということで決定させていただきました。

以上です。

○2番（正木誠司君） 承知いたしました。

○副議長（桑原 猛君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、以上21議案について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第31、議案第37号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって南伊豆地域清掃施設組合が静岡県市町総合事務組合から脱退し、及び静岡県市町総合事務組合規約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

静岡県市町総合事務組合を構成する地方公共団体である南伊豆地域清掃施設組合が、令和8年3月31日付で解散することに伴い、同事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について協議が必要なため上程するものでございます。

次のページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合規約（平成18年3月23日市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、南伊豆地域清掃施設組合」を削る。

附則。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

定例会資料7ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第32、議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億126万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,259万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら着席して説明してください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

年度末における事業費の確定見込み等による歳出の変更、それに伴う財源の変更、また、一部修繕を行う予算を計上してございます。

一部事業につきましては、翌年度に繰越し事業を実施することとし、4月当初より実施する事業については、債務負担行為として今回上げさせてもらっております。

次のページをお願いをします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

12款分担金及び負担金△230万5,000円 1項負担金、同額でございます。

14款国庫支出金△1,337万5,000円 1項国庫負担金520万円、2項国庫補助金△1,857万5,000円。

15款県支出金△643万8,000円 1項県負担金260万円、2項県補助金△903万8,000円。

16款財産収入46万3,000円 1項財産運用収入、同額でございます。

18款繰入金△3,528万1,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金1,241万円 1項繰越金、同額でございます。

20款諸収入△263万5,000円 4項雑入、同額でございます。

21款町債△5,410万円 1項町債、同額でございます。

歳入合計△1億126万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費△27万6,000円 1項議会費、同額でございます。

2款総務費△798万5,000円 1項総務管理費△385万9,000円、2項徴税費△355万円、3項戸籍住民基本台帳費△57万6,000円。

3款民生費△836万3,000円 1項社会福祉費△1,886万3,000円、2項児童福祉費1,050万円。

4款衛生費△542万円 1項保健衛生費△561万3,000円、2項清掃費19万3,000円。

6款商工費△71万1,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費△2,563万3,000円 2項道路橋梁費△365万4,000円、5項住宅費△2,197万9,000円。

8款消防費△5,616万4,000円 1項消防費、同額でございます。

9款教育費329万1,000円 1項教育総務費21万円、2項小学校費30万円、4項幼稚園費113万6,000円、5項社会教育費27万円、6項保健体育費137万5,000円。

歳出合計△1億126万1,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

款、項、事業名、金額の順に述べさせていただきます。

2款総務費 1項総務管理費、物価高騰対応重点支援食料品等価格高騰支援事業3,414万円、物価高騰対応重点支援水道料金負担軽減事業3,200万円、3項戸籍住民基本台帳費、標準化・共通化に係る戸籍情報システム改修事業1,005万4,000円。

3款民生費 1項社会福祉総務費、物価高騰対応重点支援福祉施設等給食費支援事業510万円、2項児童福祉費、物価高騰対応重点支援保育園児等給食費支援事業176万9,000円、物価高対応子育て応援手当支給事業20万1,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費、物価高騰対応重点支援簡易水道料金負担軽減事業167万5,000円。

6款商工費 1項商工費、物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業3,558万円、物価高

騰対応重点支援プレミアム工事券事業1,110万円、物価高騰対応重点支援宿泊施設等支援事業650万円。

9款教育費1項教育総務費、物価高騰対応重点支援学生等通学費補助事業664万7,000円、6項保健体育費、物価高騰対応重点支援学校等給食費支援事業1,436万2,000円。

合計1億5,912万8,000円。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正です。

追加でございます。

事項、期間、限度額を説明をさせていただきます。

24時間電話健康相談事業委託料、令和8年度44万円。

順天堂静岡病院接続バス運行委託料、令和8年度202万7,000円。

合計246万7,000円。

この2つの事業につきましては、令和8年4月から事業を実施するため、債務負担行為をさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正です。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明をさせていただきます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

防災施設整備事業（緊急防災・減災事業債）2億450万円、1億5,040万円、こちらにつきましては、防災情報伝達システム整備工事費の確定見込みによるものでございます。

次の6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略させていただきます。

8ページをお願いをしたいと思います。

ここから事項別明細書ですが、着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、主要内容について説明をさせていただきます。

12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金△121万5,000円。こちらのほうにつきましては、賀茂地区障害福祉計画等の市町負担金の確定見込みによる減額でございます。

4目総務費負担金△109万円。こちらにあつては、賀茂地区航空写真共同撮影事業完了に

に伴う減額でございます。

計△230万5,000円。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金520万円。こちらにあっては、保育所委託料の増額に伴う国庫負担金の増でございます。

2 項国庫補助金 3 目土木費国庫補助金△1,008万9,000円。こちらにあっては、木造住宅耐震補強助成事業、それから緊急輸送ルート等沿道建築物の耐震化促進事業の確定によるものでございます。

5 目総務費国庫補助金△848万6,000円。社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費の補助金。こちらにあっては、戸籍の振り仮名通知書作成業務の減による国庫補助金の減でございます。物価高騰対応重点地方創生臨時交付金につきましては、定額減税補足調整給付金の実績による減でございます。

計△1,857万5,000円。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金260万円。こちらにあっては、保育所の委託料の増に伴う県負担金の増でございます。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金△270万円。移住就業支援事業費の確定による減でございます。

2 目民生費県補助金25万6,000円。成年後見推進事業費の事業実績による補助金のものでございます。

次ページをお願いいたします。

6 目土木費県補助金△659万4,000円。こちらにあっては、建築物等耐震化促進事業費、それから緊急輸送ルート等沿道建築物の耐震化促進事業費の確定による減でございます。

計△903万8,000円。

16款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金46万3,000円。財政調整基金、それから減債基金の利子の見込みによる増でございます。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金△3,528万1,000円。財政調整基金の減額でございます。財源調整によるものでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,241万円。こちらは繰越金でございます。

20款諸収入 4 項雑入 1 目雑入△263万5,000円。防犯灯電気料等地元負担金は実績見込みによるものでございます。消防団員遺族補償費につきましては、対象者がご逝去されたことに伴う減額でございます。それから公益財団法人静岡県市町村振興協会助成金、それから富士

箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の返還金ということで、実績による減額等でございます。

次のページをお願いいたします。

21款町債 1 項町債 5 目消防債△5,410万円。こちら緊急防災・減災事業債でございます。情報伝達システム整備工事事業費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会 1 項議会費 1 目議会費△27万6,000円 3 節職員手当等△27万6,000円でございます。歳出の確定見込みによるものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 6 目交通安全対策費 6 万2,000円18節負担金、補助及び交付金 6 万2,000円。こちらは、交通安全指導員の負担金の実績による負担金の増でございます。

8 目地域づくり推進費△560万円12節委託料△100万円、18節負担金、補助及び交付金△460万円。これらについては、事業の完了見込みによる減額でございます。

11目減債基金費 3 万4,000円積立金 3 万4,000円。それから12目財政調整基金費42万9,000円24節積立金42万9,000円。その 2 つの積立金にあつては、積立金の利子の確定見込みによる増でございます。

15目諸費121万6,000円10節需用費121万6,000円。光熱水費でございます。防犯灯の電気料の見込みによる増でございます。

計△385万9,000円。

2 項徴税費 1 目税務総務費40万円22節償還金、利子及び割引料40万円でございます。還付見込みによる増でございます。

2 目賦課徴収費△395万円12節委託料△395万円。賀茂地区航空写真共同撮影事業の確定による減でございます。

計△355万円。

次のページをお願いいたします。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費△57万6,000円12節委託料△57万6,000円。戸籍システムの改修委託料でございます。事業完了によるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費△773万1,000円18節負担金、補助及び交付金。こちらの中につきましては、町遺族会の補助金が17万9,000円、定額減税補足調整給付

金が事業費確定による減ということで△791万円でございます。

2目老人福祉費46万6,000円10節需用費130万円。施設修繕料でございます。高齢者いきいきセンターの屋根の修繕のための費用でございます。

12節委託料△83万4,000円。高齢者保健福祉計画等の策定委託料の事業費の確定による減でございます。

3目障害者福祉費△138万6,000円12節委託料△138万6,000円。賀茂地区障害福祉計画等の策定委託料の減でございます。実績による減でございます。

6目介護保険費△1,021万2,000円27節繰出金△1,021万2,000円。介護保険特別会計への繰出金でございます。

計△1,886万3,000円。

2項児童福祉費 1項児童福祉費1,050万円12節委託料1,050万円。保育所の委託料、それから地域型保育の委託料、それから施設型保育の委託料の法定価格の改定によるものが主なものでございます。追加分でございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費△49万3,000円12節委託料△49万3,000円。健康増進計画策定委託料、それから24時間電話健康相談事業の委託料の事業の確定による減額でございます。

2目予防費△160万円12節委託料△160万円。予防接種等の委託料でございます。実績によるものでございます。

4目環境衛生費△352万円18節負担金、補助及び交付金△352万円。簡易水道組合の補助金でございます。上佐ヶ野地区で水道施設調査を行う予定でしたが、地区からの取下げによる減額でございます。

2項清掃費 2目じん芥処理費19万3,000円12節委託料19万3,000円。指定ごみ袋管理等業務委託料でございます。サービス店会へ委託をしている不燃物のごみ袋の製造単価の上昇に伴う増額でございます。

6款商工費 1項商工費 3目観光費△71万1,000円10節需用費25万円。光熱水費、観光施設の電気料の見込みによるものでございます。

14節工事請負費△96万1,000円。国道135号の植樹帯撤去復旧工事の事業完了に伴う減額でございます。

7款土木費 2項道路橋梁費 2目道路新設改良費△110万円18節負担金、補助及び交付金△

110万円。こちらは県事業費の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3目橋梁維持費△255万4,000円12節委託料△255万4,000円。橋梁長寿命化調査設計業務委託料、それから道路ストック総点検調査業務委託料の事業の確定による減額でございます。計△365万4,000円。

5項住宅費1目建築物等耐震化促進費△2,197万9,000円18節負担金、補助及び交付金△2,197万9,000円。木造住宅耐震補強助成事業費、それから緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化促進事業費の確定による減額でございます。

8款消防費1項消防費1目常備消防費△168万6,000円18節負担金、補助及び交付金△168万6,000円。下田地区消防組合負担金の負担金の確定による減額でございます。

2目非常備消防費△31万3,000円5節災害補償費△31万3,000円。遺族補償費でございます。受給者のご逝去による減額でございます。

4目防災費△5,416万5,000円14節工事請負費△5,416万5,000円。防災情報伝達システム整備工事の事業費の確定による減額でございます。

計△5,616万4,000円。

9款教育費1項教育総務費4目学校管理費21万円10節需用費21万円。車両修繕料でございます。スクールバスの修繕によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費1目小学校管理費30万円10節需用費30万円。光熱水費でございます。実績見込みによる増額でございます。

4項幼稚園費1目幼稚園費113万6,000円10節需用費113万6,000円。施設修繕料でございます。ブランコ周辺の柵、それから玄関ドアの修繕を行うものでございます。

5項社会教育費3目図書館費27万円10節需用費27万円。光熱水費でございます。実績見込みによる増でございます。

6項保健体育費3目学校給食費137万5,000円10節需用費120万円。光熱水費でございます。実績見込みによる増加でございます。11節役務費、調理機材の清掃点検手数料ということでございます。給食センター内にある米サイロの害虫防止対策として清掃を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時まで休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第33、議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案の理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,812万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） それでは、議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

提案理由でございます。

被保険者の減少等に伴い、国民健康保険税の減額を行うもの。また、特定健診受診勧奨事業費の確定に伴う業務委託料の減額。それから、被保険者の税額更正等に伴い、不足します国民健康保険税還付金の増額を行うものでございます。これらに伴いまして、不足する財源を国民健康保険事業基金、繰入金と繰越金で調整をしております。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

1款国民健康保険税△1,389万9,000円 1項国民健康保険税、同額でございます。

7款繰入金1,389万9,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

8款繰越金23万円 1項繰越金、同額でございます。

歳入合計23万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

5 款保健事業費△37万円 2 項特定健康診査等事業費、同額でございます。

8 款諸支出金60万円 1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

歳出合計23万円。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括については説明を省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させていただきます。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税△1,389万9,000円 1 節医療給付費分現年課税分△926万3,000円。特別徴収保険税、普通徴収保険税でございます。

2 節後期高齢者支援金現年課税分△463万6,000円。こちらにつきましても、特別徴収保険税、普通徴収保険税でございます。

7 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目国民健康保険事業繰入金1,389万9,000円 1 節国民健康保険事業基金繰入金1,389万9,000円。こちらは、不足財源を補うため基金を繰り入れるものでございます。

8 款繰越金 1 項繰越金 2 目その他の繰越金23万円 1 節その他の繰越金23万円。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

5 款保健事業費 2 項特定健康診査等事業費 1 目特定健康診査等事業費△37万円12節委託料△37万円。こちらは、特定健康診査の受診勧奨業務の確定に伴いまして委託料を減額するものでございます。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目一般被保険者保険税還付金60万円22節償還金、利子及び割引料60万円。こちらは、税額更正等に伴いまして過納付となった保険税を還付するために増額するものでございます。

説明は以上です。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第34、議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,408万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,403万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

3月までのサービスを見込んだ給付の増減、その残に伴います基金への積立て、またその財源の更正でございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額で説明させていただきます。

3款国庫支出金△1,975万2,000円 1項国庫負担金△1,493万円、2項国庫補助金△482万2,000円。

4款支払基金交付金△2,205万9,000円 1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金△1,206万2,000円 1項県負担金△1,233万7,000円、2項県補助金27万5,000円。

6款繰入金△1,021万2,000円 1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計△6,408万5,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費△8,390万円 1項介護サービス等諸費△7,750万円、2項介護予防サービス等諸費60万円、6項特定入所者介護サービス等費△700万円。

4款地域支援事業費220万円 1項介護予防・生活支援サービス事業費、同額でございます。

6款基金積立金1,761万5,000円 1項基金積立金、同額でございます。

歳出合計△6,408万5,000円。

次ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括につきましては省略させていただきます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら着座にて説明をお願いします。

○福祉介護課長（中村邦彦君） ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明とさせていただきます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金△1,493万円1節現年度分△1,493万円。介護給付費の負担金でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金△537万2,000円1節現年度分△537万2,000円。普通調整交付金です。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）55万円1節現年度分55万円、地域支援事業の交付金でございます。

計△482万2,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金△2,265万3,000円1節現年度分△2,265万3,000円。介護給付費の交付金でございます。

2目地域支援事業交付金59万4,000円1節現年度分59万4,000円。地域支援事業の交付金でございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金△1,233万7,000円1節現年度分△1,233万7,000円。介護給付費の負担金でございます。

次ページをお願いいたします。

2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）27万5,000円1節現年度分27万5,000円。地域支援事業交付金でございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金△1,048万7,000円1節現年度分△1,048万7,000円。介護給付費の繰入金です。

4目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）27万5,000円1節現年度分27万5,000円。地域支援事業繰入金です。

計△1,021万2,000円。

次ページをお願いします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明といたします。

2 款介護給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費△4,000万円18節負担金、補助及び交付金△4,000万円。居宅サービス給付費の減でございます。

5 目施設介護サービス給付費△3,000万円18節負担金、補助及び交付金△3,000万円。施設介護サービス給付費の減でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費△750万円18節負担金、補助及び交付金△750万円。居宅介護サービス計画給付費の減でございます。

計△7,750万円。

2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 5 目介護予防福祉用具購入費20万円18節負担金、補助及び交付金20万円。介護予防福祉用具費の増でございます。

6 目介護予防住宅改修費20万円18節負担金、補助及び交付金20万円。介護予防住宅改修費の増でございます。

7 目介護予防サービス計画給付費20万円18節負担金、補助及び交付金20万円。介護予防サービス計画給付費の増でございます。

合計60万円。

次ページをお願いいたします。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費△700万円18節負担金、補助及び交付金△700万円。特定入所者介護サービス費の減でございます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 2 目介護予防・生活支援サービス事業費（通所事業）220万円18節負担金、補助及び交付金220万円。介護予防・生活支援サービス通所事業費の増でございます。

6 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金1,761万5,000円24節積立金1,761万5,000円。介護給付費準備基金への積立金でございます。

以上となります。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（桑原 猛君） 日程第35、議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算、議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算、議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算、議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算、議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、同種の令和8年度予算でありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第48号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算、議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算、議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算、議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算、議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案については、それぞれ担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、令和8年度河津町一般・特別・企業会計予算について説明をさせていただきます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、予算書を1枚おめくりいただきまして、当初予算の概要について説明をさせていただきますと思います。

令和8年度河津町予算総計表及び純計表でございます。これは一般会計、特別会計、企業会計、それぞれの予算の歳入歳出予算額を一覧表に表したものでございます。企業会計では歳出の伴わない予算を除いて算出しております。

8会計の歳入総額は下から3段目のところとなりますが、総計としまして歳入69億1,141万7,000円、歳出につきましては73億8,423万1,000円でございます。会計間で重複している金額がございますので、純計額としまして歳入66億5,928万8,000円、歳出につきましては71億3,210万2,000円でございます。

2枚ほどめくっていただきまして、議案第41号をお願いをしたいと思います。

議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算。

令和8年度河津町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億8,800万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1款町税9億6,183万3,000円 1項町民税3億1,200万2,000円、2項固定資産税5億4,161万2,000円、3項軽自動車税2,888万円、4項町たばこ税5,799万2,000円、5項入湯税2,134万7,000円。

2款地方譲与税5,336万9,000円 1項地方揮発油譲与税640万円、2項自動車重量譲与税3,296万9,000円、3項森林環境譲与税1,400万円。

3款利子割交付金85万8,000円 1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金656万5,000円 1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金1,274万9,000円 1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款法人事業税交付金1,705万8,000円 1項法人事業税交付金、同額でございます。

7款地方消費税交付金1億9,350万6,000円 1項地方消費税交付金、同額でございます。

8款環境性能割交付金17万1,000円 1項環境性能割交付金、同額でございます。

9 款地方特例交付金1,437万円 1 項地方特例交付金、同額でございます。

10 款地方交付税18億9,609万円 1 項地方交付税、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

11 款交通安全対策特別交付金78万8,000円 1 項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

12 款分担金及び負担金1,307万1,000円 1 項負担金、同額でございます。

13 款使用料及び手数料7,089万1,000円 1 項使用料5,187万1,000円、2 項手数料1,902万円。

14 款国庫支出金 2 億5,451万1,000円 1 項国庫負担金 2 億387万8,000円、2 項国庫補助金 4,834万円、3 項委託金229万3,000円。

15 款県支出金 2 億2,918万8,000円 1 項県負担金 1 億4,122万円、2 項県補助金7,398万7,000円、3 項委託金1,398万1,000円。

16 款財産収入2,029万8,000円 1 項財産運用収入1,927万6,000円、2 項財産売払収入102万2,000円。

17 款寄附金 1 億7,410万4,000円 1 項寄附金、同額でございます。

18 款繰入金 2 億7,708万1,000円 1 項特別会計繰入金 3 万3,000円、2 項基金繰入金 2 億7,704万8,000円。

19 款繰越金5,000万円 1 項繰越金、同額でございます。

20 款諸収入4,179万9,000円、次のページです。1 項延滞金90万3,000円、2 項預金利子1,000円、3 項受託事業収入 9 万6,000円、4 項雑入4,079万9,000円。

21 款町債 1 億9,970万円 1 項町債、同額でございます。

歳入合計44億8,800万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費6,569万7,000円 1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費10億6,661万5,000円 1 項総務管理費 9 億1,223万1,000円、2 項徴税費7,014万2,000円、3 項戸籍住民基本台帳費6,562万4,000円、4 項選挙費1,682万4,000円、5 項統計調査費82万2,000円、6 項監査委員費97万2,000円。

3 款民生費 9 億521万9,000円 1 項社会福祉費 7 億749万4,000円、2 項児童福祉費 1 億9,752万5,000円、3 項災害援助費20万円。

4 款衛生費 5 億7,612万8,000円 1 項保健衛生費 3 億23万1,000円、2 項清掃費 2 億7,589万7,000円。

5 款農林水産業費 2 億456万2,000円 1 項農業費 1 億4,570万9,000円、2 項林業費4,610万5,000円、3 項水産業費1,274万8,000円。

6 款商工費 3 億4,275万8,000円 1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費 2 億5,977万4,000円 1 項土木管理費4,405万円、2 項道路橋梁費 1 億2,626万1,000円、3 項河川費6,313万8,000円、4 項都市計画費1,575万円、5 項住宅費1,057万5,000円。

8 款消防費 3 億1,681万9,000円 1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費 3 億6,842万1,000円 1 項教育総務費 1 億4,368万6,000円、2 項小学校費3,548万5,000円、3 項中学校費2,776万円、4 項幼稚園費7,055万4,000円、5 項社会教育費4,121万9,000円、6 項保健体育費4,971万7,000円。

10 款災害復旧費4,000円 1 項公共土木災害復旧費2,000円、2 項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円、3 項教育施設災害復旧費1,000円。

11 款公債費 3 億7,200万3,000円 1 項公債費、同額でございます。

12 款予備費1,000万円 1 項予備費、同額でございます。

歳出合計44億8,800万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

企画調整課複合機リース料、令和9年度から令和11年度、26万4,000円。農業振興地域整備計画策定業務委託料、令和9年度、735万7,000円。消防ポンプ車等購入費、令和9年度、3,321万9,000円。教育委員会事務局自動体外式除細動器リース料、令和9年度から令和12年度、56万円。教育委員会分室カラー印刷機リース料、令和9年度から令和10年度、61万6,000円。図書館印刷機リース料、令和9年度から令和12年度、27万6,000円。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は全て同様でございますので、最初の事業のみ説明をさせていただき、2つ目の事業からは起債の目的、限度額のみとさせていただきます。

庁舎管理事業（脱炭素化推進事業債）980万円、証書借入、3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

こども医療費等助成事業（過疎対策事業債）1,380万円、救急医療対策事業（過疎対策事業債）110万円、農業施設維持管理事業（緊急自然災害防止対策事業債）790万円、農業施設維持管理事業（過疎対策事業債）1,780万円、道路維持事業（過疎対策事業債）2,380万円、道路新設改良事業（過疎対策事業債）700万円、河川維持事業（一般事業債）4,820万円、防災施設整備事業（緊急防災・減災事業債）280万円、観光施設整備管理事業（過疎対策事業債）6,260万円、観光施設整備管理事業（脱炭素化推進事業債）250万円、見高浜地区地域振興施設管理事業（脱炭素化推進事業債）240万円。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款使用料及び手数料369万4,000円 1 項使用料369万3,000円、 2 項手数料1,000円。

2 款財産収入 7 万円 1 項財産運用収入、同額でございます。

3 款繰入金119万5,000円 1 項基金繰入金、同額でございます。

4 款繰越金60万3,000円 1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入17万2,000円 1 項雑入、同額でございます。

歳入合計573万4,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費573万4,000円 1 項総務管理費、同額でございます。

歳出合計573万4,000円。

以上で議案第42号の説明を終了させていただきます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算
について説明をさせていただきます。

議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算。

令和8年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
による。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款財産収入157万9,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金35万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子、同額でございます。

歳入合計193万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款諸支出金193万8,000円 1 項土地取得費35万8,000円、2 項繰出金158万円。

歳出合計193万8,000円。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） それでは、議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,050万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

1 款国民健康保険税 1 億7,855万円 1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款一部負担金1,000円 1 項一部負担金、同額でございます。

3 款使用料及び手数料10万5,000円 1 項手数料、同額でございます。

4 款国庫支出金352万1,000円 1 項国庫補助金、同額でございます。

5 款県支出金 6 億4,102万6,000円 1 項県負担金・補助金 6 億4,102万5,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入13万8,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

7 款繰入金8,127万6,000円 1 項他会計繰入金5,775万6,000円、2 項基金繰入金2,352万円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金、同額でございます。

9 款諸収入588万5,000円 1 項延滞金・加算金及び過料50万4,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入538万円、

歳入合計 9 億1,050万4,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に読み上げさせていただきます。

1 款総務費1,117万6,000円 1 項総務管理費388万6,000円、2 項徴税費707万1,000円、3 項運営協議会費21万9,000円。

2 款保険給付費 6 億2,722万1,000円 1 項療養諸費 5 億3,894万4,000円、2 項高額療養費 8,492万4,000円、3 項移送費1,000円、4 項出産育児諸費250万2,000円、5 項葬祭諸費85万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億4,823万9,000円 1 項医療費給付費分 1 億6,481万9,000円、2 項後期高齢者支援金等分5,565万2,000円、3 項介護納付金分2,270万7,000円、4 項子ども・子育て支援納付金分506万1,000円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金1,000円。

5 款保険事業費1,735万円 1 項保険事業費163万円、2 項特定健康診査等事業費1,572万円。

6 款基金積立金13万8,000円、1 項基金積立金、同額でございます。

7 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

8 款諸支出金607万8,000円 1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

次のページにいきまして、9 款予備費30万円 1 項予備費、同額でございます。

歳出合計 9 億1,050万4,000円。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算。

令和8年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,541万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入です。

款、項、金額と述べさせていただきます。

1款保険料1億8,844万7,000円1項介護保険料、同額でございます。

2款手数料5万円1項手数料、同額でございます。

3款国庫支出金2億3,510万3,000円1項国庫負担金1億5,426万4,000円、2項国庫補助金8,083万9,000円。

4款支払基金交付金2億4,502万6,000円1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金1億4,264万8,000円1項県負担金1億3,234万8,000円、2項県補助金1,030万円。

6 款繰入金 1 億4,548万9,000円 1 項一般会計繰入金 1 億4,548万8,000円、2 項基金繰入金 1,000円。

7 款諸収入383万円 1 項延滞金加算金及び過料 1 万2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入381万7,000円。

8 款財産収入38万6,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

9 款繰越金343万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

10 款分担金及び負担金100万円 1 項負担金、同額でございます。

歳入合計 9 億6,541万6,000円。

次ページお願いいたします。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費1,649万5,000円 1 項総務管理費887万1,000円、2 項徴収費69万9,000円、3 項介護認定審査会費692万5,000円。

2 款保険給付費 8 億8,190万6,000円 1 項介護サービス等諸費 8 億760万4,000円、2 項介護予防サービス等諸費1,657万5,000円、3 項その他諸費55万円、4 項高額介護サービス等費2,256万円、5 項高額医療合算介護サービス等費231万5,000円、6 項特定入所者介護サービス等費3,230万2,000円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

4 款地域支援事業費6,572万4,000円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,795万7,000円、2 項一般介護予防事業費862万5,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費3,909万7,000円、4 項その他諸費 4 万5,000円。

5 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

6 款基金積立金38万6,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款諸支出金90万3,000円 1 項繰出金1,000円、2 項償還金及び還付加算金90万2,000円。

歳出合計 9 億6,541万6,000円。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） 議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和８年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億６,００１万６,０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和８年３月３日提出。

河津町長、大川良樹。

次のページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

１款後期高齢者医療保険料１億２,３３１万８,０００円 １項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

２款使用料及び手数料２万９,０００円 １項手数料、同額でございます。

３款繰入金３,６３６万円 １項一般会計繰入金、同額でございます。

４款諸収入３０万８,０００円 １項延滞金及び過料２,０００円、２項償還金及び還付加算金３０万５,０００円、３項預金利子１,０００円。

５款繰越金１,０００円 １項繰越金、同額でございます。

歳入合計１億６,００１万６,０００円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様に読み上げさせていただきます。

１款後期高齢者医療広域連合納付金１億５,９６７万９,０００円 １項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

２款諸支出金３３万７,０００円 １項償還金及び還付加算金３０万５,０００円、２項繰出金３万２,０００円。

歳出合計１億６,００１万６,０００円。

説明は以上となります。

○副議長（桑原 猛君） 説明の途中ではございますが、１５時１０分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） それでは、議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和8年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数 3,477戸。

第2号 年間総給水量 83万1,000立方メートル。

第3号 1日平均給水量 2,270立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億1,260万円第1項営業収益2億68万5,000円、第2項営業外収益1,191万4,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億506万7,000円第1項営業費用1億8,819万9,000円、第2項営業外費用1,636万6,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,830万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,361万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万9,000円で補填するものとする。）

収入。

第1款資本的収入4,514万8,000円第1項企業債3,900万円、第8項他会計補助金614万8,000円。

支出。

第1款資本的支出8,345万4,000円第1項建設改良費5,158万5,000円、第2項企業債償還金3,186万9,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建設改良費、限度額3,900万円、起債の方法、証書借入、利率、政府資金は指定利率、その他については5%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)償還の方法、借入先の貸付条件に従う。ただし企業財政その他の都合により措置期間を短縮し、もしくは繰り上げ償還、または低利債に借り換えすることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 収益的支出における各項間の流用。

第2号 資本的支出における各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 2,812万5,000円。

第2号 交際費 5万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は次のとおりとする。

第1号 水道量水器設置替事業のため614万8,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は300万円と定める。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

水道事業会計の説明は以上となります。

続きまして、議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算の説明をさせていただきます。

議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和8年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給湯戸数 497戸。

第2号 年間総給湯量 27万立方メートル。

第3号 1日平均給湯量 738立方メートル。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億2,107万円第1項営業収益1億1,646万7,000円、第2項営業外収益460万2,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費用1億1,816万4,000円第1項営業費用1億1,233万4,000円、第2項営業外費用532万9,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,367万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億1,234万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133万3,000円で補填するものとする。)

次のページをお願いします。

収入。

第1款資本的収入99万1,000円第9項温泉加入金99万円、第10項その他固定資産売却益1,000円。

支出。

第1款資本的支出5億1,466万5,000円第1項建設改良費1,466万5,000円、第4項投資5億円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 収益的支出における各項間の流用。

第2号 資本的支出における各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 2,302万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

令和8年3月3日提出。

河津町長、大川良樹。

温泉事業会計の説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款の順にお願いします。

議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第41号から議案第48号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第48号までの8議案を予算審査特別委員会へ付託することに決定しました。

予算審査特別委員会の委員長を第1常任委員長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

第1常任委員長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、12日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○副議長（桑原 猛君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまから12日午後3時まで休会とし、特別委員会の予算審査をお願いします。

12日は午後3時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時23分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 12 日（木曜日）

令和 8 年河津町議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程（第 3 号）

令和 8 年 3 月 1 2 日（木曜日）午後 3 時開議

- 日程第 1 議案第 4 1 号 令和 8 年度河津町一般会計予算
議案第 4 2 号 令和 8 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第 4 3 号 令和 8 年度河津町土地取得特別会計予算
議案第 4 4 号 令和 8 年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第 4 5 号 令和 8 年度河津町介護保険特別会計予算
議案第 4 6 号 令和 8 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 7 号 令和 8 年度河津町水道事業会計予算
議案第 4 8 号 令和 8 年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 同意第 2 号 河津町副町長の選任について
- 日程第 3 同意第 3 号 河津町教育長の任命について
- 日程第 4 議案第 4 9 号 令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（9 名）

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 福 沢 宏 幸 君 | 2 番 | 正 木 誠 司 君 |
| 3 番 | 北 島 正 男 君 | 4 番 | 桑 原 猛 君 |
| 5 番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 6 番 | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 7 番 | 上 村 和 正 君 | 9 番 | 稲 葉 静 君 |
| 10 番 | 宮 崎 啓 次 君 | | |

欠席議員（1 名）

- | | |
|-----|---------|
| 8 番 | 渡 邊 弘 君 |
|-----|---------|
-

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長	大 川 良 樹 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	島 崎 和 広 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	平 川 直 也 君	福祉介護課長	中 村 邦 彦 君
産業振興課長	稲 葉 吉 一 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	友 田 佳 伸 君	水道温泉課長	飯 田 吉 光 君
教育委員会 事務局長	土 屋 勉 君	会計管理者 兼会計室長	土 屋 典 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 本 博 雄 書 記 土 屋 翔

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○副議長（桑原 猛君） こんにちは。

ただいまの出席議員は9名です。

欠席議員は1名で、定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（桑原 猛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎議案第41号～議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第1、議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算、議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算、議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算、議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算、議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る4日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託してあります。

また、これに関して、委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

3 番、北島議員。

〔予算審査特別委員長 北島正男君登壇〕

○予算審査特別委員長（北島正男君） それでは、報告書の読み上げをもって報告いたします。

河津町議会議長、渡邊弘様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、北島正男。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

次ページをお願いします。

意見。

1) 河津桜の本数調査で現状を把握し、植樹の推進と個人の桜の維持管理を推進するため、助成制度の拡充を図られたい。

2) 町の玄関である駅周辺の街路樹について、歩行者の安全確保、車両の視界確保、街路照明の照射範囲改善、電線接触の改善などのため、樹種変更を含め検討されたい。

報告は以上です。

○副議長（桑原 猛君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和8年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第42号 令和8年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和8年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和8年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 令和8年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 令和8年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 令和8年度河津町水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 令和8年度河津町温泉事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第2、同意第2号 河津町副町長の選任についてを議題とします。

議場に川尻一仁氏がおりますので、退場をお願いいたします。

〔総務課長 川尻一仁君退場〕

○副議長（桑原 猛君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 同意第2号 河津町副町長の選任について。

下記の者を河津町副町長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町笹原。

氏名、川尻一仁。

昭和42年4月2日生まれ。

令和8年3月12日提出。

河津町長、大川良樹。

川尻一仁氏については、昭和42年4月生まれの58歳でございます。

住所は、笹原でございます。

昭和61年3月に静岡県立下田北高等学校を卒業いたしまして、昭和62年4月に河津町役場に入庁をし、現在は総務課長でございます。

その間には、保健福祉課長、健康福祉課長、教育委員会事務局長、企画調整課長を歴任いたしまして、現在に至っております。

川尻氏は豊富な行政経験を持ちまして、人格は高潔で円満、見識も豊富で卓越し、職員の信頼も厚く、私の補佐役として適任であり、責務を果たしていただけると確信しております。

任期は、令和8年4月1日から4年間でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第2号 河津町副町長の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

川尻一仁氏の入場をお願いします。

〔総務課長 川尻一仁君入場〕

○副議長（桑原 猛君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第3、同意第3号 河津町教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 同意第3号 河津町教育長の任命について。

下記の者を河津町教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町峰。

氏名、竹内定。

昭和36年11月28日生まれ。

令和8年3月12日提出。

河津町長、大川良樹。

提案理由でございますが、本任命同意案件につきましては、現教育長の鈴木弘光氏の3月31日付をもって辞職願を受けました。

新たに竹内定氏の任命同意を求めるものでございます。

竹内定氏は、昭和36年11月28日生まれの64歳で、住所は峰です。

昭和59年に文教大学教育学部を卒業し、昭和59年4月から令和4年3月まで教員を務められておりました。

昭和59年4月の採用時に河津町立南小学校教諭、昭和63年4月に河津町立東小学校教諭、平成3年に河津町立西小学校教諭、平成17年に河津町立南小学校教諭、平成27年に河津町立東小学校校長をそれぞれ務められ、令和4年3月に定年退職をされました。

退職後は、令和4年4月から令和6年3月まで静岡県教職員互助組合賀茂支部事務局長を務められておりました。

令和6年4月からは河津町立河津中学校支援員を務められていただいております。

人格は高潔で円満、教育には熱心、知識は幅広く豊富で卓越し、教育長にふさわしい方で

ありまして、この責務を果たしていただける方と確信をしております。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から、前任者の在任期間、令和11年1月12日までとなります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第3号 河津町教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第4、議案第49号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第49号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度河津町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,419万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月12日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第49号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

河津バガテル公園の、パリ市との協定終了とする手続を早期に実施するため、令和7年度予算に計上し、繰り越し、実施するものでございます。

また、湯ヶ野の町有地の売却が終了したこと、それから、故後藤重樹氏のご遺族から、農業振興へと寄附を頂いたことによる今回の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

16款財産収入230万円、2項財産売払収入、同額でございます。

17款寄附金10万円、1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金△80万円、2項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計160万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費10万円、1 項総務管理費、同額でございます。

6 款商工費150万円、1 項商工費、同額でございます。

歳出合計160万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

追加でございます。

6 款商工費、1 項商工費、事業名、河津バガテル公園管理事業、金額150万円。

次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

16款財産収入、2 項財産売払収入、2 目不動産売払収入230万円。1 節土地売払収入230万円。土地売却収入でございます。湯ヶ野の町有地の売却によるものでございます。

17款寄附金、1 項寄附金、5 目農林水産業費寄附金10万円。1 節農林水産業費寄附金10万円。農林水産業費の寄附金でございます。農業振興へと寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金△80万円。1 節基金繰入金△80万円。財政調整基金の繰入れでございます。財源調整を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、13目ふるさと基金費10万円。24節積立金10万円。ふるさと基金への積立てでございます。

6 款商工費、1 項商工費、6 目河津バガテル公園管理費150万円。12節委託料150万円。翻訳作成業務の委託料でございます。パリ市バガテル公園との協定解約業務を委託するものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2 番、正木誠司議員。

○2 番（正木誠司君） 7 ページの河津バガテル公園管理費の150万円についてご質問させていただきます。

こちらの翻訳作成業務委託料につきましては、翻訳作成先は弁護士さんでよろしいのでしょうか。

また、今後、例えばパリ市のほうへ赴いたり、例えば、もし裁判等になった場合には、新たな費用が発生するというような考え方でよろしいでしょうか。

○副議長（桑原 猛君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 弁護士ではございません。

普通の翻訳をやってくれる会社でございます。行政機関等、あとは民間の企業等、翻訳をフランス語でやる会社と、今、交渉をしておりますが、業者の特定は今のところしておりません。

また、裁判等になった場合は、当然またそういうところで委託費を計上しなければ対応できないと思っておりますが、交わした契約書の内容の確認等をしたところ、相手はどう出るかというところですので、今回はまず翻訳ということで計上させていただいております。

○副議長（桑原 猛君） 2 番、正木誠司議員。

○2 番（正木誠司君） 承知いたしました。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○副議長（桑原 猛君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○副議長（桑原 猛君） 日程第6、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と

することに決定しました。

◎閉会の宣告

○副議長（桑原 猛君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で令和8年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

令和8年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時32分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和 8 年第 1 回定例会

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	8. 3. 4	適 任 鈴 木 俊 江
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同 意 遠 藤 照 之
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度河津町一般会計補正予算 (第 6 号))	〃	承 認
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度河津町一般会計補正予算 (第 7 号))	〃	承 認
議案第 1 2 号	河津町乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定 について	〃	原 案 可 決
議案第 1 3 号	河津バガテル公園の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例につい て	〃	〃
議案第 1 4 号	河津町消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 1 5 号	令和 5 年度河津町防災情報伝達システ ム (6 0 M H z 帯同報系防災行政無線) 整備 工事変更請負契約について	〃	〃
議案第 1 6 号	笹原コミュニティ防災センターの指定 管理者の指定について	〃	〃
議案第 1 7 号	田中多目的集会施設の指定管理者の指 定について	〃	〃
議案第 1 8 号	逆川集会施設の指定管理者の指定につ いて	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 19 号	下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 20 号	谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 21 号	長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 22 号	見高多目的集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 23 号	泉奥原集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 24 号	川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 25 号	大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 26 号	下佐ヶ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 27 号	筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 28 号	基幹集落センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 29 号	河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 30 号	泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 31 号	デイサービス施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 32 号	沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 3 3 号	豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 3 4 号	谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 3 5 号	河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 3 6 号	七滝駐車場の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 3 7 号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第 3 8 号	令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 8 号）	〃	〃
議案第 3 9 号	令和 7 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃	〃
議案第 4 0 号	令和 7 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	〃	〃
議案第 4 1 号	令和 8 年度河津町一般会計予算	8. 3. 12	〃
議案第 4 2 号	令和 8 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第 4 3 号	令和 8 年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第 4 4 号	令和 8 年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第 4 5 号	令和 8 年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第 4 6 号	令和 8 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 4 7 号	令和 8 年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第 4 8 号	令和 8 年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃
同意第 2 号	河津町副町長の選任について	〃	同 意 川 尻 一 仁
同意第 3 号	河津町教育長の任命について	〃	同 意 竹 内 定
議案第 4 9 号	令和 7 年度河津町一般会計補正予算 (第 9 号)	〃	原 案 可 決
	議員派遣の件	〃	決 定
	委員会の閉会中における所掌事務等の 調査の件	〃	決 定